平成24年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 平成24年 9月28日(金)9時30分 宣告

1、出席議員

1番	安	部	大	助	6 番	小	野	昌	士	11番	遠	藤	義	光
2番	前	田	芳	樹	7番	齋	藤	昭	_	12番	池	田	信	博
3番	平	田	文	夫	8番	石	田	茂	春	14番	褔	田		晃
4番	鵉	藤	幸	廣	9番	髙	宮	陽		15番	安	部	和	子
5番	是	津	輝	和	10番	米	澤	壽	重	16番	松	森		豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町			長	松	田	和	久
副	田	Ţ	長	門	脇		裕
教	Ĕ	Ì	長	Щ	本	和	博
総	務	課	長	鵉	藤	福	昌
会	計管	雪 理	者	村	上	静	夫
企	画財	政 課	長	大	庭	孝	久
税	務	課	長	脇	田	千代	志
税 町	務 民	課 課	長 長	脇 佐々		千代 秋	志 幸
							_
町	民	課	長	佐々	'木	秋	幸
町福	民祉	課課課	長 長	佐々池	'木	秋茂	幸良

定住対策課長 八幡 哲 農林水産課長 池田 高世偉 下 水 道 課 長 村 上 孝 三 建 設 課長井川善寿 道 課 山崎龍一 水 長 守 総務学校教育課長 岩 水 生涯学習課長 大 上 博 人 布施 支所長 山川由夫 五 箇 支 所 長 長 田 栄 都 万 支 所 長 高 梨 康 二 総務課長補佐 野津浩一 企画財政課長補佐 鳥 井 登 1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 18名

議事の経過

議長(池田信博)

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き 30 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する 方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または、疑問を質すものでありま すので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、ある いは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間も限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに3番:平田文夫 議員

3番(平 田 文 夫)

おはようございます。

町長、体調は万全でございますか、まず体調管理のできない人は仕事もできないとも言われておりますので、自己管理にはしっかりと努めてもらいたい。

私は持ち時間30分で、先ほども議長は仰せになりましたが、行政全般の質問に対し、その 趣旨に基づいて町長も誠意ある答弁をお願いいたします。

隠岐の島町は、平成 16 年 10 月に 4 町村が議論を積み重ね新町建設計画を策定し、新しい "まちづくり"のビジョンを掲げ新町がスタートいたしました。そして、初代町長に「松田 和久」あなたが就任し、住民の皆さんに三つの公約をいたしました。

その三つとは、一つは「みんながあんきに暮らす福祉のまちづくり」、二つ目は「地域の資源を活かした仕事づくりと観光のまちづくり」、三つ目は「人材育成のまちづくり」であります。

そこで、町長の公約の認識についてお伺いします。

町長の公約とは、"まちづくり"を住民の皆さんと契約をする行為であります。

普通の場合は、相手がそれを守らなかったにしても同義的な非難は可能だとしても、約束を守るべき強制はできないのであります。しかし、町長の公約は住民との「契約」であります。契約の場合は、相手がその内容を守らなかった場合には、それを法律の力を持ってその実現を強制できるのが法律上の強制力を有する「契約」であります。町長もこのことに関してはご存知のことと思います。それほど重い約束を住民と行ったのであります。守れない約束でも守る、それがリーダーの務めであり、意思伝達巧者でなければならないと思っております。しかしその成果は表れていない。

町長は、住民の皆さんに隠岐病院を新築したとか、新たな高速船を導入したとか、隠岐広域連合のルールに基づいた事業展開を、自らの事業展開であるがごとき誤解を与えるような説明を住民の皆さんに誇示しております。町長は、あまりにも政策遂行のフォロワーシップが活かされていない。私は、町長の2期8年の"まちづくり"は、「万死に値する」と思っています。町長の三つの約束について、その認識と自己評価についてお伺いいたします。

番外(町長松田和久)

ただ今の平田文夫議員の分割質問1点目の、住民の皆さんへの公約についてのご質問にお 答えを申し上げます。

私が、町村合併後に町民の皆様方にお約束を申し上げました公約についての認識と、自己評価についてのご質問でございましたが、私は当然のことではございますが、この約束を申し上げました公約につきましては、私なりに一生懸命取り組んで来たつもりであります。

一つ目の「みんながあんきに暮らす福祉のまちづくり」といたしましては、例えば、小規模多機能型居宅介護施設の整備などの高齢者福祉サービスの充実でございますとか、また保

育料の軽減などの子育て支援、そして、仁万の里施設整備などの障がい者サービスの充実、また、隠岐病院の新築でありますとか高速船の整備、導入につきましても、隠岐広域連合の 構成団体の中心にある者といたしまして、積極的に取り組んでまいったつもりであります。

二つ目の「地域の資源を活かした仕事づくりと観光のまちづくり」では、木質バイオマス 関連事業、隠岐の島ものづくり学校などの取り組みを進めつつございますし、ジェット便の 就航でありますとか、あるいは、今回はこういうことになりましたが、隠岐ジオパークに絡 めた観光振興にも取り組んでまいりました。

三つ目の「人材育成のまちづくり」でございますが、小中学校では、ふるさと教育を推進し、農林水産業では、後継者育成の支援を行い、地域を担う人材育成を基本に、「隠岐を愛するこころ、隠岐びとのこころ」を育むよう取り組んでまいりました。

それぞれにおきまして十分とは言えないかも知れませんが、それなりの成果はあったとこのように考えているところでございます。

また、先ほどご指摘のございましたことについて、私の見解を述べさせて頂きたいと思います。

まず、「意思伝達巧者でなければならない。」と言うことでございますが、これは私の公約に関します執行状況につきましては、その都度、情報公開の形で十分お伝えをしてきたのではないかと、このように考えております。

次に、「誤解を与えるような説明を誇示している。」と言うことでございますが、私は、誇示は一切している認識はございません。あくまでも正確に伝えることに努めているつもりであります。

また、「フォロワーシップが活かされていない。」と言うご批判がございますが、幸いにも 私は優秀な職員に恵まれた職場であるとこのように認識をしており、部下の進言であります とか、あるいは意見等につきましては、極力尊重し、取り入れながら諸施策に反映をしてま いったつもりでございます。

また、「万死に値する」とのことでございますが、その意味が"私が命を絶っても償いきれない罪を犯したということ"との指摘でありますならば、私にはそのような認識はないということを申し上げて、答弁に代えさせて頂きたいと思います。

3番(平 田 文 夫)

再質問を行います。

町長は隠岐の島町住民の"親"であるわけです。住民の幸せを一番に考えることが、町長

の務めだと私はそのように思っております。

そして、先ほどの「頑張っているんだ。」と言うならば、政治は結果であります。これだけ の人口が衰退し、雇用する事業所も少なくなる、生活保護を受ける世帯も多くなる、一人暮 しの世帯も多くなる、そういうことを踏まえればその結果は、自ずとして計り知れるもので ございます。

今後、町長が約束したということを強調するならば、そのことに振り返って将来の"まち"のあり方をしっかりと住民の皆さんに訴える必要があるのではと私は思っておりますので、 そこら辺のお考えを再度お伺いします。

番外(町長 松 田 和 久)

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに、仰せのように合併をいたしました平成 16 年 10 月 1 日、その人口は再三申し上げておりますように 17,613 人でスタートいたしました。残念ながら現在では 15,500 人を既に切って 15,400 人台になっております。

この8年近くの間に、人口にいたしましても約2千数百人、地域でいいますと旧五箇村、 あるいは旧都万村に匹敵するぐらいの人口が実は減少いたしておりまして、大変憂慮いたし ているところでございます。

この対策といたしまして、議会からも例えば、保育料費を無料としたらどうかというご提言も頂きました。しかし、私とはちょっと思いが違う、私はもっともっと若い人が隠岐に帰って来て、あるいは隠岐に来て就職できるような島づくり、雇用の場をどうやってつくっていくのかということが今後の大きな課題だとこのように考えて、早速いろんな仕事にも取り組んでおりますが、しかしよく考えて見ますと、まだまだ隠岐には他にない資源もございます。隠岐に内在する資源をうまく活用して、それを"仕事づくり"につなげて行くということを、今検討させて頂いているところであります。

そういうことをしながら、今後はもっともっと企業活動が活発になりまして、税収が上がるようなそういう中で雇用を拡大し、そして子育てがもっともっとできやすい、そういう社会をつくって行くことが私はまず第1番目であると、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

3番(平田文夫)

もう 1 点、町長はフォロワ シップが活かされていると答弁されましたが、要するに町長がいくら頑張っても、町長がすることは方向を定めて決断することが求められている。

隠岐の島町では、次なるブレーンである副町長が頭が良いんだということを皆さんが褒めておられる。だけども方向を間違えれば逆効果になる。町長が10パーセントか20パーセント、あとの80パーセントから90パーセントは職員がやるわけです。そのことを職員がしっかりと認識をする、そして住民の皆さんに安心を与える、そういう方向が求められる。

そういうことに関しても、しっかりとした組織というものを見直して、私はやって行くべきだと考えておりますが、町長はどのようにお考えですか。

番外(町長 松 田 和 久)

再々質問にお答えをいたしたいと思います。

人口もそうですが、この高齢化比率が合併をいたしまして、今34パーセントを超えるくら いの非常に高い高齢化比率になっております。

また、この平均年齢もおそらく52歳にもう近いのではないかと思います。そういう中でこれまで役場はややもすると、私が若いときもそうでしたが「地域から要請がなかった、要望がなかったからしなかった。」・・・これで通ってきたわけでありましたが、国や県はそういう傾向が強いとしても今はもう違う。

ここで今、これをしなかったら大変なことになるということは、やはり職員個々がもう少し現場を見て、そして言われなくてもやって行くことが必要であり、「ここはどうですか。」と言うことを地域の区長さん方とあるいは役員の方達と話し合うような、そういう環境を作って行くべきだということを提案しております。

「お前はいつから町長になった。」と、私は若いときから生意気だったそうでして、よく言われたそうですが、そう言われてもかまわないというぐらいの気持ちでやってくれということを、課長会でも再三申し上げて来ておりまして、副町長以下、そういう気持ちで一生懸命頑張っておりますので、もう少し見てやって頂きたいとこのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3番(平 田 文 夫)

次に、分割の2問目に入って行きたいと思います。

まず、町長の三つの公約の一つであります「みんながあんきに暮らす福祉のまちづくり」 について、行政の取り組みとか福祉は、のびのび、いきいき子育ての支援、いきいきと暮ら せる高齢者福祉の推進、共に歩む障がい者福祉の充実、健やかに暮らせる健康づくりの推進 と、計画は策定しておりますが、結果を重視するその組織の確立が見えてこない、住民の皆 さんの安心につながる、町長の結果分析と評価を伺います。 また、あんきに暮らせる"まち"は、町民がいて成立する行為であります。人口形成の根幹は人間の誕生であり一人でも多くの子どもが生まれ、育てられる環境整備が"まち"の取り組む最優先課題でなくてはならないと思います。出生減少、人口減少など町長はどのような評価を行っておりますか、先ほども少し触れられておりますが、これは私の分割でございますのでお答え願います。

次に、少子化が進むことによって、同年代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境や、乳 幼児とふれあって育つ環境までも子どもたちから奪い取ることは、子どもにとって健全に育 ちにくい社会になることで、自立した責任感のある社会人になることが難しくなり、ひいて は高齢者の生きがいをも奪うことにつながると思うが、町長はどのように評価しているのか お伺いします。

今年の7月、箕浦地区で高齢者が行方不明になる事案が発生しました。離島地域の小さな町で起きてはならない事案であります。高齢者社会に伴い、一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためにも、新たな支援体制が不可欠となっております。

隠岐の島町も先ほど町長が言われました「高齢化率が34パーセントを超えた。」また、その予備軍も増えることが予想されております。

地域の見守り活動も高齢化が進み限界に達しております。高齢者行方不明の早期の安全確保のため、地域・町・関係機関及び団体等と連携をし、「ちょっとおかしいな。」「ちょっと気になるな。」というような気づきを町の窓口である地域包括支援センターに連絡して頂くことで、早期に問題を発見し、効果的な支援へつなげることも大切であります。

早急に対応マニュアルを作成し、危機管理室での対応が必要と思いますが、町長はこれらの事案などをどう検証し、住民の皆さんが安心して暮らせる"まち"になったと思いますか、お伺いします。

番外(町長 松 田 和 久)

平田議員の分割質問2点目、「みんながあんきに暮らす福祉のまちづくり」についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、福祉に関します計画等の結果分析と、その評価についてでございますが、本町の地域福祉につきましては、ご案内のように「地域福祉計画」を総合的な基本計画として推進が図られているところであります。

老人保健福祉につきましては、相談からサービス調整まで一貫いたしました対応ができま

すように、地域包括支援センターの体制を充実させてまいってきております。

障がい者福祉につきましては、福祉サービス提供基盤の充実でありますとか、あるいは相談支援体制の充実を図って来たところであります。

次世代育成支援につきましては、保育料の軽減でありますとか、各種の保育事業の実施など、子育て家庭の支援に取り組んでまいりました。

福祉に関します計画に関わらず、新たに計画を策定する場合には、現行計画の評価・検証を行っておりますが、計画を円滑に推進をしてまいりますためには、常時、計画の実施でありますとか、あるいは評価見直しを行っていく必要がご案内のようにあるかと思います。

計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や見直し等にどう反映させて行けばいいのか、その体制の整備がなされて行くことがこれからも必要ではないかと、このように考えております。

次に、出生減少・人口減少問題への少子化対策についてでございますが、本年3月に、所信表明でもご説明を申し上げましたように、喫緊の課題となっております少子化対策について、子育て支援事業の見直しを行うことといたしております。

現在、「次世代育成支援行動計画」の実施状況につきましての調査を行っておりますので、 その調査結果を踏まえて、関係各課で組織をいたします検討委員会を立ち上げ、結果を分析・ 検証し、少子化対策に有効であると思われます子育て支援事業の集中的な実施でありますと か、あるいは、より有効な新たな事業を計画し、翌年度の少子化対策施策に反映をさせてい くことが必要ではないかとこのように考えております。

次に、高齢化社会におきます対応マニュアル作成についてでございますが、高齢者の皆様方が、自分の地域で安心、安全に生活をしてまいりますためには、地域での交流でありますとか、あるいは安否確認などにより、高齢者の孤立を防ぐことや、ちょっとした変化を関係機関へ連絡することで、問題を早期発見し、必要な支援を迅速かつ効果的に行うことが求められているかと存じます。

このような課題を踏まえ、一部のモデル地区を選定して、地域包括支援センター、あるいは民生委員の方々、あるいは民間の協力事業者と地域の皆様が相互に連携・協力して、高齢者を見守る「地域見守リネットワーク」の構築を目指し、「日常生活支援総合事業」により取り組んでまいらなくてはならないとこのように考えておるところでもございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

しかしながら、不幸にして今回の箕浦地区での行方不明の事案が発生をいたしております

が、こうした場合には、現在の本町の対応といたしましては、警察署からの要請や、あるいは地区の代表者の方々からの要請によりまして消防団の出動要請にお応えをし、捜索活動をすることといたしておりますことは議員仰せのとおりでございます。これは勿論、ご家庭の方々の同意があってのことになっております。

また、危機管理対策での対応が必要ではないかと、このようなご質問を頂きましたが、本町が定めている「危機管理連絡会議設置要綱」では、テロリズム事件などの政治、治安、軍事等の事案や大量食中毒、この前発生いたしました不審船など社会問題、あるいは国際問題などの大きな事案が対象となっておりますが、状況に応じましては、その都度協議して対応してまいることといたしております。

つきましては今後は、行方不明の事案等につきましても、警察など関係機関の意見もお伺いしながら、危機管理連絡会議での対応とするなど、幅広い対応をしてまいるべきと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3番(平 田 文 夫)

再質問させて頂きます。

町長は高齢者に対して、あまりにも軽々な思いを持っている"人の命は何よりもまさる" これは教育でも教わっている。そのことを行政がしっかりと認識しながら、今後やっていく のが、私はまさに皆さんが安心して暮らせる"まち"につながって行くように思っておりま す。

もう一つ、町長にお伺いしたい。「NSI」ということを町長はご存知ですか。これも踏まえてお聞きしたい。

番外(町長 松 田 和 久)

ただ今の、再質問にお答えをいたしたいと思います。

高齢者の命を、尊厳を、軽々しく思っているのではないかということでございますが、まったく私にはそういう思いはございません。

先ほども申し上げましたように、最近は、10年、15年前と違って、「この河川沿いにガードパイプを付けて頂けませんでしょうか。」と言うような発言が地域から非常に多いのです。それはどういうことかと言いますと、「高齢者が多くなった。」、「一人歩きでもし落っこちたらどうするか」と、そういう思いで、「ガードレールでなくてもガードパイプでもいい、夜危ない。」と言うような意見が、私どもに届けられることが多くあります。そういったことがあるものですから、要請があってからではなく、要請がある前に各地区に課長なり係長が出向い

て、ここは本当に安全かということを是非役場の方から確認をして、そして地区に相談を持ちかけてもいいのではないかと。そのぐらいのことをしないと、このような事件が発生してからではもう遅いと。このように私は申し上げて来ておりまして、決して軽々しく思っているわけではございません。

次に、「NSI」という組織をご存知かということでございますが、残念ながら私はそれを知りません。

3番(平 田 文 夫)

町長、それは組織ではないわけです。住民の皆さんの満足度を表わす値なのです。

住民の皆さんが庁舎に来て満足して帰れるか、また、バスを利用して満足に利用できたか、 いろいろな施設へ行って皆さんが満足して帰って行ったか、などの満足度を表わす値なので す。このことを町長が知らずして、住民の皆さんを語る資格は私はないと思っております。

隠岐の島町の改革は進んでいるという方向で皆さんに、安心に、どこに行っても皆さんを満足させる、そういう"まちづくり"がまさに求められておりますが、町長そこら辺はどうですか。

番外(町長 松 田 和 久)

平田議員の再々質問にお答えをいたします。

「NSI」という言葉を教えて頂きありがとうございます。ただし、解らないから全然駄目だということではないと思うのです。私は今日初めて聞きましたが、そういうことはなくても、十分に高齢者の皆さんの満足度を増して行くためにどうしたらいいかということを職員にも考えさせ、私も考えて行きたいとこのように考えておりますので、私は「NSI」を知らなかったから、だから失格ということにはならないのではないかと、職員もおそらく誰も知らないかも知れませんが、今後は勉強させてまいりたいと思います。

3番(平 田 文 夫)

「そのことを知らなかった。」は、自慢じゃつまらないわけですよ、やはり住民の皆さんに しっかりと満足を与えて行くというのが行政の使命でありますので。知らないことを長々と やってもつまらないので、次の質問にいきます。

次は、「地域の資源を活かした仕事づくりと観光のまちづくり」についてお伺いします。

離島の資源の少ない本町において、資源は人材であると私は思っております。"まちづくり"は、人であり、特に若者には高い潜在能力があるにもかかわらず、隠岐の島町は高校新卒者の採用を全くしてない。職員採用も新卒者の限定採用の要綱を定めれば私は可能だと思って

おります。町長そういうことも全然行っていない。若い者の夢を摘み取っているわけです。

長期的雇用の安定的な人員計画を、なぜ配慮しないのか私は不思議に思っております。人材を育成することが情報発信にかかわり、幅広い分野での裾野にわたって日々生産性を高め、職種に応じた育成をすることによって、多様な業務を遂行できる能力を養い、観光産業にも寄与する有能な人材を育て、ひいては活気ある"まちづくり"が可能になると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

それでは、分割質問3点目の「地域の資源を活かした仕事づくりと観光のまちづくり」に ついてのご質問にお答をいたします。

議員仰せのとおり、若者定住は本町の活気ある"まちづくり"にとりまして、大変重要な施策であると、このように私も考えております。

議員からは、一昨年の3月議会でも「役場で高校の新卒者を採用するように」、とのご提案がございましたが、本町の一般事務職の試験区分は高校卒業程度としておりまして、私といたしましても、高校新卒者の皆さんに頑張って頂いて役場を受けて頂きたいと、このように考えております。しかしながら、その後、受験者はございましても一般事務職において、高校卒業者の採用者は出ておりません。

現在、行財政改革を進める中で、1年に2名から3名しか採用ができない状況でございまして、高卒者の採用枠を定めるということはよく分かりますが、非常に私は困難ではないか、これは専門学校でありますとか大学に通っておられて、卒業いたしますと隠岐で就職したい、あるいは就職している若い方々がリターンしたい、親を見たい、地域のために頑張りたい、と思っている若者の道を狭めることにつながりかねない、町民の方々の理解も得にくいのではないか、とこのように考えて、従来どおりの形を取っておりますことをご理解頂きたいと思います。

3番(平田文夫)

町長も言いましたが、再度質問しております"夢"というものを町長は忘れているわけですよ。

高校を卒業して地元に残って、一生懸命親また高齢者の方々を見守って行く、そのことがまさに求められている。これから少子化解消にもつながる、そういうことも踏まえて再度考慮する必要があると私はそのように思っております。

この町に若者が少なくなるということは、一番、町にとっては危機的状況につながるわけ

です。だから若者はこの町に残して、そして一人でも二人でも少子化の解消につなげて行く ことが求められていますが、再度、町長の所見を伺いたいと思います。

番外(町長 松 田 和 久)

分割質問3点目の再質問にお答えをいたしたいと思います。

本町もそうですし、広域連合のほうでも毎年採用試験を行っております。どちらも同じような試験なのですが、結果的には、消防署あたりはこの近年高校卒業の若い元気のいい職員が誕生しておりまして、たまたま役場では出ておりませんが消防署では出ているということで、もう少し頑張って頂いて、是非、隠岐高校なり水産高校あるいは養護学校からも受験者が増える、合格者が増える、そのように頑張って頂きたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

3番(平田 文 夫)

私は冒頭でも申し上げましたが、町長は"民の親"である。

今頃の若者は、いろいろな冊子とかで町長の顔を見るが、会ったことがないという若者が増えているわけです。だから、しっかりと若者の方にも顔を向けて、しっかりと話し合って、そういうふうなことを行っていくのが、私は、町長の姿勢でないといけないと思いますが、そこら辺のことをお伺いします。

番外(町長松田和久)

再々質問にお答えをいたしたいと思いますが、やはり、将来私たちのあとを受けて立つ若い人たちは、この島にとって"宝"であると、かねがね申し上げております。

中学校なり高校には要請がございますればいつでも行って、生徒と面談をしたり、話し合いをさせてもらうということで、去年、一昨年でしたか、これは学校のカリキュラムの関係がありますものですから、いつでもということにならないみたいですが、時間があればということで、隠岐高校に行って、50分役場の状況、島の状況等、今どういうことになっているかというお話しを申し上げて、少しでも理解を深める、そしてまた顔も覚えてもらうような努力はしているつもりであります。学校側と話をして要請があれば、いつでも出かけますということにしておりますので、少しご紹介申し上げたいと思います。

3番(平 田 文 夫)

次に、「人材育成のまちづくり」についてお伺いします。

先ほど、若者の育成についてはお伺いしましたので、ここでは職員の人材育成についてお 伺いします。 職員は、意欲と能力を発揮することが"まちづくり"に大きく左右いたします。分権時代 に伴い、住民の皆さんに密着した行政を担っている職員には更なる育成が求められおります。

国でも、地方公共団体に対して、これまでの人材育成に関する取り組みについては自ら総点検を行い、今後、総合的な取り組みを展開していく必要性と、問題があっても創意工夫を行い、法と秩序を履行し、住民のための住民サービスという原点に戻り、現況を把握した解析力と、その中で何ができるかという研究心、高い志という心構え、姿勢を、人材育成に据えて取り組むことが、住民の皆さんの幸せにつながると思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

分割質問4点目、「人材育成のまちづくり」についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

職員の人材育成の考え方につきましては、議員仰せのとおりであると、私もこのように思っているところであります。

私が、日頃から職員の皆さんに対して、できるだけ役場だけでなく外に出かけて、住民の皆様とのコミュニケーションをとるようにと、このことを言い続けてまいって来ております。 そのことが"まちづくり"にとりましても重要であり、行政と町民の皆様方との信頼関係にもつながるとこのように考えているからであります。

議員仰せの、"法と秩序を守る"ことは当然でございますし、今までどおりの仕事をすることが全てではなく、どうすれば町民の皆様方のための行政サービスを向上させることができて、そしてまた、効率よくそれを執行することができるか等を、職員には、今以上にこれらの改善に向けて、創意工夫を重ね、取り組むよう指導してまいるべきかとこのように考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

3番(平田文夫)

最後になって、私と町長の意見が同じような方向を向いているということが理解できましたので、ここらへんで私の質問は終ります。

議長(池田信博)

以上で、平田文夫議員の一般質問は終ります。

次に、14番:福田晃 議員

14番(福 田 晃)

私は、自衛隊の隠岐誘致について町長に質問いたします。

本年1月6日、那久岬沖約1キロメートルに漂流していた不審船は、巡視船に収容された 生存者の事情聴取で、北朝鮮の漁船で機関故障で漂流したと説明。福岡空港経由で北京に移 送されましたが、その後、白島崎海岸、長尾田海岸他で北朝鮮と思われる漂着船、廃船です が発見され、1月の漂流船は別の目的を持っていたのではないかと疑いを持った人は多数い ると思われます。

この件が発端なのかわかりませんが、知事は危機管理強化のため、本年5月国に対し隠岐へ自衛隊の配備を要請したことは、町長もご案内のとおりと思いますが、ここでちょっとお断りをしておきますが、私は一般質問の通告書では議会に説明がないと書いておりますが、

26 日定例会初日の町長行政報告でありましたが、提出した通告文のとおりに質問させて頂きます。

現在まで議会はもとより町民に経緯の説明がありません。

そこで、町長に2点ほどお伺いします。

知事が国に対し要請する事前に、町長に意見聴取等があり具申をされましたか。あったのであればその内容を。

町長は、自衛隊誘致に積極的に取り組みますか。また、他の考えをお持ちですか。 以上2点、伺います。

番外(町長 松 田 和 久)

ただ今の、福田晃議員の「自衛隊の隠岐誘致について」のご質問にお答えをいたしたいと 思います。

まず1点目の、知事が5月に国当局に対しまして自衛隊の誘致を要請いたしましたその件について、事前に私に意見の聴取があったかというご質問ですが、それは全くございませんでした。

議員仰せのように、本年1月の北朝鮮の漂流船から相次いで北朝鮮のものと思われる、漂流、漂着船が隠岐で発見をされております。国境離島でもありますし、国土を守るべきということを知事が憂慮されてのことではなかったかと思いますが、私にはその辺りは、はっきりとは分かりませんが、国に要請したということは情報で分かりました。

次に、2 点目の私が自衛隊誘致に積極的に取り組むのかどうか、また別の考えがあるのかというご質問でございますが、私は自衛隊誘致につきましては対外的なこともございますし、 地域の活性化にも一方ではつながると、そういう意見も最近多く出てまいってきております ことは伺っております。 しかしながら、実際に、自衛隊分屯地などを本町に置くという政府の方向性が出されると いたしますならば、その方向性につきましては、当然町民の皆様方に意見を伺うべき案件で あると、このように考えておりますし、また議員の皆様、更には関係する自治体にも十分協 議をなすべき重要な案件であると、このように理解をしておりますのでよろしくお願いをい たしたいと思います。

14番(福 田 晃)

私は、最近まで町長の「竹島」に対する発言等において、知事が、知らないうちに申し入れをしてくれということ、これは本当に幸いということで協力に自衛隊を誘致するというような答弁があるかと思いましたが、行政報告のとおりの答弁でございますので、私の思いを言いながら、再度、竹島、この自衛隊問題について質問したいと思います。

町長は数年前から竹島問題に積極的に取り組み、県選出の国会議員あるいは国の対応に対して、非常に厳しい意見を申されておりました。私もそのとおりと思っております。

そのおかげか知りませんが、「竹島北方領土返還要求運動」とか、東京における4月11日 の憲政記念館における東京アピールができたことと思って、町長の努力には深く共鳴いたしまして、今回、私は積極的に進めるというような答弁があるかと思っていましたが、私の思いを言いながら質問したいと思います。

沖縄で、鳩山前首相が普天間から国外、最低でも県外と言って、アメリカ辺りとぎくしゃくしだしてから、ロシアの北方四島に訪問とか、中国、台湾、香港あたりの尖閣諸島への曲解。また、竹島へ至っては、韓国の大統領が上陸するというような非常に厳しいこととなり、今、毎日のように、新聞・テレビでは報道されております。

東西冷戦の頃には、核の抑止力ということがありました、私は自衛隊の抑止力ということ は非常に大事なことと思います。

隠岐の島町に自衛隊の分屯地があるということで、工作員、密入国者、また行政報告でありましたが、北朝鮮が崩壊し武器をもった難民が多数隠岐の島町に上陸しようとしたときに、あそこは自衛隊の分屯地があるから他に行こうかというような抑止力が働いて、町民の生命、財産を守ることができるのではないかと思っております。

5、6年前の平和慣れした日本、また、隠岐でも自衛隊を、分屯地を「置く、置かない」で「住民投票」すれば5対5か、4対6ぐらいか、自衛隊はいらないという意見が多かったかも知れませんが、こういう厳しい状況になった今、隠岐の島町で「住民投票」というか、住民の皆さんに聞いたときには、私は7から8割くらいで自衛隊の分屯地を置くような結果が

でるのではないかと思っております。

それと、もう1点、昨日配布された「広報 隠岐の島」においてもわかるように、本町は農林水産業を産業の主流としたが、農産物の価格低迷や漁獲高の減少、ただでさえ公共事業が減っていた中"コンクリートからひと"への政策により大幅に公共事業も減り、町内で雇用の場が本当に失われております。先ほどの一般質問でもありました。これは何とかしないといけないと。

町長は自主・自立の"まち"を目指すと盛んに言っておられますが、現実論としてなかなかできないのが現状ではないかと思っております。

人口にいたしましても、先ほど言われましたが2,100数名減って、今15,000台であります。

一例を申しますと、この自衛隊誘致に関しまして北海道のある町は炭鉱を主流とした町でありました。そこにあった3つの鉱山が廃止となり、約15,000の町民が8,000余人に減少して、町が自衛隊誘致を策定し、一方、地方議会においても要望書、決議を満場一致で採択し、町の振興、活性に努めたという結果を出しております。

私は、分屯地となって 100 名、150 名の自衛隊の隊員がこの町に住むことになれば、町の振興や活性に大いに期待できると思います。

そういうことも踏まえながら、確かに町長も言われますように町民の同意、これは一番大事なことでございます。ただ、同意を、同意をと言っておいて積極的な誘致をしなかったら、同意を得た時分には、島前の方の3町村が手を挙げて、そっち側に行く可能性もあります。 積極的に両立といいますか、両方を兼ね備えながら住民の理解を得ながら、誘致を考える気持ちがありますか、お伺いします。

番外(町長 松 田 和 久)

福田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、私は竹島問題については、やはり韓国は韓国で昔から自分の領土であるという認識です。日本は日本で近代国際法に照らしても日本の領土であると。この主張が、韓国に対して日本は非常に低いと、私は常々思ってまいりました。そしてよく調べてみると、平成 16年 10月に合併をいたしまして、竹島領土権確立隠岐期成同盟会長を私が受け、それからずっとひも解いて見ますと、まず国に対策本部が設置されていないということがわかりました。

やはり、韓国もずっと主張を続けておりますが、日本もきっちり日本の領土であるという ことを主張すべきだ。そのためには、尖閣諸島であっても鳥島であっても、やはり所管する 部局くらいはあってもいい、それをこれまで強力に要請をしてまいって来たことであります。 そのことと、自衛隊誘致は、私は必ずしも一つでつながらないと、このように考えておりま す。

今、沖縄普天間の問題にいたしましても山口の問題にしてもそうでありますように、この誘致は、一方では経済効果が高いとも言われますが、しかし一方では住民の安心・安全の生活確保の上で、いろいろ問題を呈しているというのも事実であります。ですから、こういう問題は一方だけの価値観で判断する案件ではないと、このように考えております。十分に相談をして行く必要がある。以前にも原子力産廃を隠岐にという話が、ある町でございましたが、そのときには他の町村は全部反対をいたしました。私はそれぐらい、これに値するような、それよりももっと大きいような案件であると。ですから町村長が簡単に軽々に発言すべき案件ではないと私は考えております。

そういうことで、今後もこういう問題が隠岐にあがるとするならば4町村で十分協議して 行く必要であります。

抑止力の問題につきましては、私はこの島が地域が活性化して、元気でそして潤っていく ということが、国防上の大きな抑止力になるということだってあると思うのです。単に自衛 隊を誘致すれば、それが抑止力だということにはならないと思います。

隠岐に自衛隊があったら来ないと言うが、自衛隊があるから一番先に目の敵にすることだってあり得ると私はこのように考えておりますので、この辺りは十分に議会や住民の皆様方と協議をして行くべき案件だと考えておりますので、軽々に「誘致しましょう。」という話には私は乗る考えはございません。

議長(池田信博)

以上で、福田晃議員の一般質問は終ります。

次に、15番:安部和子 議員

15番(安 部 和 子)

それでは、教育長にお尋ねいたします。

今日、教育は時代の変化に対応し、これまでの全国画一的学習指導要領から、地域の実情・実態に沿った創意工夫へと移行し、学習指導要領を尊重しながらも、人間をつくる教育には、複雑多様な要素がからまり、更に工夫を加え弾力的に運営する配慮に重点を置き、自然にふれ体験学習・スポーツ等の多角的教育の充実に努めてまいりましたことは、改めて申し上げるまでもございません。しかし、いつの時代でも依然としてなくならないのが"不登校"であり、"いじめ"であります。これらを根絶するために、2012 年 8 月、政府は「いじめ自殺」

への対策強化を柱とする、新たな「自殺総合対策」を決めました。

"不登校"・"いじめ"問題は隠さず、学校と教育委員会・家庭が連携して迅速に対処すべきだと明記しています。

また、大津での中学2年生の自殺などを踏まえて、2007年の大綱を見直し「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」と目標を位置付けました。

"いじめ"問題をめぐっては、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることとし、更に「問題行動の事前防止や早期発見解消に向けて、国として継続的中長期的に取り組む」と強調しています。

我が町におきましても、" 不登校 " はもちろん " いじめ " もゼロとは言い切れない状況にあります。

学校は、豊かな人間的成長を目指し、子どもの命を大切に育む場所であってほしい。それには、教師が何よりも人権を守り、全てのことから子どもを守り、立場を貫き、子どもから信頼されることが一番であります。そして、全容を正確に把握し、適切な対応策を取るべきであります。

また、生命及び人権尊重の重要性についての教育的な指導、そして、子どもの生きる力を 育み、その成長に夢を抱く教師であってほしいと思います。

"いじめ"や"不登校"の問題は、人と人とがどう関わるかという基本的なことから始めなければならないと思います。"不登校"の子どもや"いじめ"問題に対して、子どもと教師、教師と家庭、この距離がなんとなく遠くなってはいないか、懸念するところでございます。教育長のお考えをお聞かせください。

番外 (教育長山本和博)

ただ今の、安部和子議員の"いじめ・不登校について"のご質問に、私の考えをお答えしたいと思います。

新聞等で報道されているとおり、滋賀県において生徒の自殺が発生し、その背景に"いじめ"があったのではないかという報道がなされています。

私はかつて教育現場におったものとして、非常に大きな憤りを感じます。何に対してか分かりません。教育委員会に対しても腹が立ちます。学校の教員に対しても腹が立ちます。保護者にも腹が立ちます。大事な子どもの命が絶たれるということは、絶対現場ではあってはならないことであります。ただ、この"いじめ"の原因がどこにあるのか、教育現場でも非常に今苦悩しているのが現状です。

隠岐の島町においては、児童生徒の"いじめ問題"につきましては、学期ごとに、各学校において、"いじめ"に関する項目のある、学校生活アンケートを行い、これをもとにした教育相談を実施して、"いじめ"に関する今の子どもの現状を把握しております。

また、8 月には大津の事件等を受け、文部科学省が全国一斉に行なった「いじめ問題に関する児童生徒の緊急調査」で、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがある、という件数は本町ではありませんでした。

私は、子どもたちにとって、学校とは楽しい場所でなくてはならないという基本的な考えを持っております。その中で、子どもの命は非常に大切であり、一番守らなければならないものであるということは、言うまでもありません。学校では学ぶ楽しさを通して、一人ひとり子どもたちが夢や希望を持ち、主体的にたくましく生きていくことができるよう、学校、家庭、地域が、情報を共有して取り組むことが大切であると考えています。

議員のおっしゃる"不登校"や"いじめ問題"につきましては、教師と子ども達との信頼 関係をしっかりと構築し、子どもからの"サイン"が分かるような教師となる、学校が地域 や保護者に対し開かれた学校になるよう管理職面談等を通じて現在指導しております。

本町から"いじめ"・"不登校"がなくなるように、私は今、努めているつもりですので、 ご理解をお願いしたいと思います。

15番(安部和子)

山本教育長の子どもたちを思う厚い心は、日頃からよく理解をさせて頂いているつもりで ございます。

連日のように新聞を賑わす子どもたちの報道には、最近は警察も絡まってまいりました。 先日、鳥取県議会では9月定例議会では"いじめ"の早期発見を目的に、「いじめ対策事業」 に対し、2,900万円の補正予算を計上し、全学校で心理検査を実施する決意を示した新聞報 道がありました。

9月20日付けの新聞には、島根県は教育委員会専門家による"窓口相談"の設置に踏み出したとあります。我が町でもそれなりの相談窓口は開設されているものの、私はやはり今教育長がおしゃったように、まず担任、副担任、そして校長であり、教頭であると思うのであります。更に保護者と教師との関係、こういうものが非常に大切と思うのでございますが、教師の質の向上と申しますか、もっともっと上を目指して行かなければいけないと思うような状況にあると思うのですが、今一度、教育長お考えをお聞かせください。

番外(教育長山本和博)

先ほど、鳥取県の状況について安部議員の方からお話がありました。

文部科学省、あるいは県、あるいは"いじめ"・"不登校"が日本全国の非常に大きな問題であると思っております。ただ単に、学校だけの問題ではなく、これは社会の問題だと私は思っております。ただ、隠岐の島町の学校の職員には、それを私が解決してやるという熱をもってほしいと思っております。

まさに、安部議員のおっしゃる教員の資質、これがこの2つの問題に対して、資質の向上が一番大きな解決策だと思っております。

教員の資質の向上、特に子どもと教師の関係、家庭と教師の関係、学校と教師の関係を円滑にし、開かれた学校にすることが一番大事だと思っておりますので、ことある毎に学校へ出かけ指導しておりますし、これからもそういう問題があったところには、私はなるべく早く出かけて、指導をしようと考えております。

15番(安部和子)

いつでも絶対に、ぶれることのない教育長の信念に、大きな信頼と期待を寄せております。 隠岐の島町の学校教育を、安心して見守ってまいりたいと思います。

議長(池田信博)

以上で、安部和子員の一般質問は終ります。

ここで、10分間休憩をいたします。

(本会議休憩宣告 10時40分)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時50分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、9番: 髙宮陽一 議員

9番(髙 宮 陽 一)

それでは通告をしております、「安全・安心なまちづくり」について質問をしたいと思いますが、先ほどから同僚議員からも島の危機管理や自衛隊の誘致についての質問がございました。また、議会初日の行政報告でも竹島問題についての報告、そして、自衛隊の配備についての考え方、報告があったところでございますが、先般も再質問の中で力強い答弁がありました。

私は、隠岐の島町が定めている条例に基づいて、その視点から松田町長の所見を伺いたい と思います。そういうことで、概ね理解はできることでございますが、私は隠岐の島町が定 めている条例に基づいて、その視点から松田町長の所見を伺いたいと思います。

隠岐の島町では、"まちづくり"に関する基本的な事項を定めるとともに、"まちづくり"における町民の権利と役割を明らかにし、町民主体の"まちづくり"を推進するという基本理念で、平成 18 年に「隠岐の島町まちづくり基本条例」を制定し、第4条では、"まちづくり"の基本原則 5 項目を定めております。

基本原則の中には、1 つに、町民と町は、情報を共有し"まちづくり"を進める。3 点目には、町民と町は、相互理解のもとに協働で"まちづくり"を進めるとしてあります。

また、平成 19 年には、「隠岐の島町安全で安心なまちづくり条例」を制定し、町民、事業者及び町の役割を明らかにして、安全で安心な"まちづくり"を推進することとしているのは周知のとおりであります。

その基本理念は、犯罪、事故及び災害から、自らの地域は自ら守る、という自主自立と相互扶助の精神のもとに密接な連携を図りながら、協働して安全で安心な"まちづくり"を推進するというものであります。しかしながら、最近の松田町政は、これら条例の精神を踏まえた町政が行われているだろうかと、こういう疑問がございます。

先般、8月29日の新聞報道であります。新聞報道で私は大変びっくりしましたが、島根県町村会は28日、県知事に対し、竹島の領有権の早期確立や隠岐諸島への自衛隊の配備など15項目を要望したとのことであり、松田町長はその副会長の立場でもあります。確かに、近年の離島・隠岐での状況を見るとき、北朝鮮の不審船が流れ着いたり、竹島の不法占拠を既成事実化するような韓国の活発な動きなど、島の安全保障や海洋資源確保などの課題や不安があることは理解できるものであります。

竹島問題は、隠岐の島町の大きな課題であり、町民の皆さんも理解できるものであると思ってはおりますが、しかしながら、自衛隊の配備は、島民そして隠岐の島町民の総意とは思われません。

なぜ、町村会で要望事項を決定する前に、町民の意向を確かめようとしなかったのか、情報の共有とか相互理解のもとに、協働で"まちづくり"と言っておきながら、まったく条例の精神が尊重されていないと言っても過言ではないと思います。これで、本当に、安全で安心な"まちづくり"を推進できるのか大変不安であります。

行政報告では、知事の発言を受けての町村会全体の要望事項であり、今後政府の方向性が 出たら、その方向性について町民の皆さんに意見を伺うべきだと考えているとのことであり ますが、私は、これは全く逆だと思います。要望をする前に、島の安全・安心の暮らしや危 機管理体制について、町民の皆さんの意見を聞くべきだと思います。それが、これら条例が 定めている基本理念であります。

そして、条例は、町長が定めた住民との約束事であり、町長自らが、この約束を破ったことになると思います。以前から、よく言っていますが、松田町長は言うこととやることが全く違うとしか言いようがございません。

自衛隊の配備などは時期尚早であり、島の安全・安心の暮らしや危機管理体制について、 真剣に町民との情報の共有・相互理解のもとに、協働で進めることが大前提であると、この ように考えます。

そこで、質問でございますが、通告どおり、なぜ、自衛隊の配備を要望したのか、その理由と、これが町民の総意であるのか、それとも町長個人の判断であるのか、町長の所見を伺いたいと思います。併せて、今後、どのように対応していくのかお聞かせ頂きたいと思います。

番外(町長 松 田 和 久)

ただ今の、髙宮議員の「安心・安全なまちづくり」についてのご質問にお答えいたします。 まず、自衛隊配備の県知事要望についてでございますが、島根県町村会が8月28日に県知 事に要望した項目の中に、「国境離島に対する特別な支援について」といたしまして、その項 目の中で「隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実」がございますが、これは 県の町村会が提案したものでございまして、事前に町民の皆様方のご意向を伺うことができ なかったものであります。

自衛隊の配備につきましては、議員仰せのように本町はもとより、隠岐4町村全体にとりまして慎重に取り扱うべき課題でございますので、今後の国際情勢等を見極めながら、政府が自衛隊の分屯地などを本町に置くという方向性が出されるといたしますならば、その方向性につきましては、当然、町民の皆様方に意見を伺うべきだと考えておりますし、議員の皆様、そして関係自治体・団体とも十分に協議を重ねてまいるべき案件だと考えておりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

9番(髙 宮 陽 一)

先ほどの質問の中でも申し上げましたが、今の町長の答弁の中には、基本は政府が決めてから決まったものを町民の皆様に意見を聞くんだということでありますが、私はそれは逆だと。国が決めようが決めまいが、町の危機管理として"安心・安全なまち"をつくるために、本当に自衛隊は必要なのか。今、海上保安署があるのは何なのか、どういう形で島の安全を

確保するのかという視点が最初に来るべきだと思います。

今、例えば沖縄のいろいろな整備のことについても、やはり政府が決めて行くとどうして も地元は反対をしてまいります。そういったことから考えると、やはり地域の住民の皆さん の意見が、まず最初に来るべきではないかと、このように考えているところであります。

自衛隊と竹島、別々の問題ということで、町長も先ほど答弁があったわけですが、やはり そこには海上保安署があったり、また私たちには、美保基地もあります。そういった中でト ータル的に安全をどう確保するのかということが、まず町民の中で議論がされて、それを町 長がどう判断をして行くか、そういったことが必要ではないかと私は思っております。 そういう部分で、町長の方から少し考えがあればお聞かせ頂きたいと思います。

番外(町長 松 田 和 久)

髙宮議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

福田議員のご質問にもございましたが、近年の山陰沖といいますか隠岐海域での漁業操業の問題、とりわけ外国船の違反操業が後を絶ちません。更には、緊急度を増して来ております国際情勢が、この国境問題で厳しくなって来ております。

そういうようなことに思いをはせながら、知事は自らの判断として国当局へ、もはや自衛 隊誘致はもう遅きに近い感じがするということで訴えられたのではないかと、このように私 は思っております。

勿論、私たち、私もそうですが、島前島後4町村長に対しましても、一度もそういった打診はございません。しかし町村会、今もう11町村になっておりますが、島根半島を始め県下各沿岸漁業者の安全操業はもとより、島根県民、全町村住民の皆様方の安全・安心を確保する上から、知事が今申し上げている要請については妥当であるというように判断して、町村会として下支えするということで、今回そうなったわけでございます。

しかし、この問題が今少し入り込んでの話になるとするならば、それが本当に"隠岐"に という話であるとするならば、これは勿論協議をしてまいらなければなりません。

まだ、隠岐の島町に配置をするという話は勿論ございませんし、11 町村の話としては、もはやこの緊張状態のためには、やはり知事が言っているとおりではないかということで、要望には挙がっております。しかし具体的に、隠岐 4 か町村なり隠岐の島町にという話が出て来るとすれば、当然、コンセンサスを含めてまいりながら、どう対応するべきかということを考えて行くべき案件だと考えましたので、私はこの時点で、町民の皆様方に「いかにあるべきか」ということの問いかけは一度もしておりません。

まだ、そういう要請も一度もございません。

ただ、最近 19 年災害から自衛隊誘致があればもっといろんなことが対応できたかもしれない。 あのときには一軒民家が崩壊いたしました。

たまたま死亡事故につながることはなかったですが、やはり自衛隊があったら良かったというような意見、これだけ地域経済が疲弊して来ている中では自衛隊を誘致すれば経済活性化にもつながるというような、町の意見が多く出始めて、そして防衛協会なるものも自主的に設置されたり、そういう傾向にあるということは私も何かのときに申し上げたかと思います。

しかし、そのことと自衛隊誘致の問題というのは、私は一緒には考えておりません。

今後こういったことについて、本当に今からきちんと訴えて行くべきだということになれば、また機会をみて皆さんの意見を伺うような場を作っていくべきなのかも知れませんが、今のところはそこまで至っておりませんから、私は住民の皆さんに協議をするということはしておりません。「具体的な話が出てくる前には協議すべきだ。」と言う髙宮議員のおっしゃったことは十分理解できます。今後どうあるべきかを十分に皆で検討してまいるべきではないかと、このように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

9番(髙 宮 陽 一)

これ以上やり取りしても、それぞれ考え方がありますので余計には申し上げる考えはございませんが、現実、尖閣諸島でも自衛隊どうこうではなしで保安署で十分対応できているということもありますし、私が一番心配しているのは、"上が決めたからこうする"のではなく、町長がよく言うように"自主・自立のまちづくり"ということであれば町民の皆さんが中心となって、これらの考え方を示して頂く、それを町長がどう判断するかということが必要ではないかと思います。

そういう意味では、職員の地域担当制ですか、いろいろ意見を聞くことがあると思います。 町長は、しきりに職員に「地域に出ろ、出ろ。」と言っても、やはりそこは「お前、いつから 町長だ。」と先ほど町長は言われましたが、それぐらいの力までやるためには"権限"と"お 金"を付けるべきで、付かないと地域に出て云々言うと、逆に地域の人が「あそこで油を売 っている。」ということにも成りかねないとも思いますので、一つ基本的な考え方として町民 の意見を吸い上げる、それが私は先決ではないかと。

その中で、安心・安全の"まちづくり"に、まず重点を置いて頂きたいと希望していると ころでございます。その考え方について、町長の方から答弁があればお願いしたいと思いま す。

番外(町長 松 田 和 久)

今、出世なさって総理大臣補佐官までなっておりました、隠岐にもおいでになったことが ございます、北海道の二セコ町長"住民主役のまちづくり"を進めてまいった有名な方でご ざいますが、もう補佐官は代わられましたが、ときどき東京でお会いすることがございます。

彼は"地域主権"ということを言われますが、私は少し思いが違う。主権は国に一つしかない、私は"地域主体"でいいのではと申し上げてますが、何れにいたしましても、この自衛隊配備という問題につきましては、これは慎重な上にも慎重を期すべき案件であるということには違いがございません。

また、髙宮議員からもご指摘のございましたように、いろんな仕事をする上で、基本的には住民主役、私は住民の方々と一緒にという思いはいつも捨てたことはないつもりでございますが、時と場合によっては、先にそれを決断せざるを得ないこともあったかもしれません。

そういうことで、「言ってることと、やってることとは少し違うのではないか。」と言うご 指摘も少しあったのではと思っておりますが、そのことは絶えず胸に留めながら、できる限 りといいますか全ての面において、住民の皆様方とも協調してやっていける"まちづくり" がこれからも、誰が町長になったとしても、私は必要ではないかと、このように考えており ますことを申し上げて私の答弁に代えさせてもらいたいと思います。

議長(池田信博)

以上で、髙宮陽一議員の一般質問は終ります。

7番:齋藤昭一 議員

7番(齋 藤 昭 一)

世界ジオパーク加盟活動について、ジオパークを観光にいかに活用するのか、というのがテーマでございます。

9月21日にポルトガルの会場において、世界ジオパークの仲間入りを目指しました隠岐ジオパークは、残念ながら「加盟ならず」との結果で見送られました。

今年、7 月に審査員が来島し評価は上々であったそうですが、私はガイドの不足や設備の 不備が減点されたのではと気になっておりました。今回の不採用の原因は、情報不足だそう ですが、更に原因を究明し、改善して次を目指してください。

世界を目指して取り組んできたスタッフのご苦労には、一定の評価はいたしますが、加盟 という目標に達せなかったということは大いに反省し、原因の究明と今後の対策に取り組む 必要があります。豊かすぎる素材を表現しきれなかったと思います。 今まで、町や県からの支援があり多額の投資をしてきました。この投資を今後の観光で回収しなければなりませんが、隠岐は日本ジオパークのお墨付きであるので、気を取り直して活動を続けてください。

教育委員会は、その総括をしていると認識しておりますが、先般見ました教育要覧には「文化遺産や地域の伝統文化・芸術活動の保存育成を始め、隠岐の地質・自然遺産や歴史文化を活かしたまちづくりに取り組み、本年度の世界ジオパーク加盟に向けて、"関係団体・関係機関と連携"しながら推進します。」とありました。今後は、未来を背負う子どもたちの基礎学力に研究の成果を発揮し、大いに役立つことでしょう。

教育委員会としての研究は続けるべきですが、関係団体・関係機関との連携としておりますので、隠岐の産業促進の事業までは領域外だと思います。産業促進事業としては、国内や世界に訴える新たな組織を立ち上げ、観光産業に活かす手立てが必要です。

度々申し上げておりますが、商工会・旅館業者・輸送業・JR・JF や島外の旅行エージェントなど受益者がこのネームバリューを事業に取り入れて、官民一体となった組織づくりを提案しますが、どのようにお考えでしょうか。

一例として、京都・兵庫・鳥取の山陰海岸ジオパークは、加盟当初には多くの観光客を誘客できましたが、次年度からは入り込みが減少しました。やはり、ジオパークだけでは魅力に欠けるのかなと思います。

ところが、世界ジオパークというブランド名をバックに様々なイベントや、商品を開発して大きな意味での観光に現在役立ってきております。その一つに砂丘を利用した、世界砂像フェスティバル・砂の美術館など大型集客イベンドの実施が奏功し、前年度比は数倍の伸びを示したとあります。今までの観光地では考えられなかった企画も、ジオパークのネームバリューを利用すれば幅広く誘客ができるようです。

世界ジオパークの加盟は先送りとなりましたが、この経験を活かした事業は既に構想があると思いますが、隠岐の島町は、今後どのように事業の発展を指導して行くのか具体的活動をお尋ねいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

ただ今の、齋藤昭一議員のご質問にお答えをいたしますが、今回のポルトガル行きは教育 長が行っておられまして、また再質問等がございましたら教育長にも発言の場があるかと思 います。まとめて私の方からお答えをさせて頂きたいと思います。

ご承知のとおり、9月21日、現地時間は9月20日でございましたが、ポルトガルで開催

をされました、「第 11 回ヨーロッパジオパークネットワーク会議」におきまして、隠岐ジオパークの世界認定は残念ながら見送られる結果となりました。

今回の認定が見送られました大きな理由は、隠岐ジオパークに関しましての情報が不足をしていると、このような判断だったと伺っております。協議会では、申請が完全に却下されたわけではなく、認定が保留された状況であると、このように認識をいたしているようでございます。

私は、認定されなかったことは大変意外で残念でございますが、しかし隠岐の自然や文化 は世界的にも大変貴重なものである事実に変わりはないと、このように思っております。

今後、世界ジオパークネットワークから追加情報等を求める文書が送付されるように伺っておりますので、島根県、隠岐4町村で更に協議をいたしまして、そして日本ジオパークネットワーク委員会と連絡を取り合いながら今後の対応を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

これまでの取り組みへのご理解・ご協力を頂きました町民の皆様方、そしてご尽力をくださいました関係者の皆様方に改めまして、厚くお礼を申し上げますと同時に、今後より一層のご理解とご協力を賜りますようにお願いしたいと、このように思っております。

また、議員仰せのとおり、ジオパーク認定というネームバリューを活用いたしました、誘客につなげることは有効な手段であると、私もこのように考えております。

今年度、町内におきましてはジオパーク関連の商品の造成でありますとか、あるいは関連 イベントを実施させて頂いたところでありますが、町民の皆様方への啓発問題、あるいは学 校教育との連携も更に、更に、図ってまいる必要があるかと考えております。

今後もジオパーク推進協議会や商工会議所を始めといたします経済団体をはじめ、ジオパーク戦略会議など島内の民間団体の方々との連携を密にしながら、隠岐を世界に情報発信してまいるべきではないかと、このように考えているところでございます。

また、引き続きガイド養成等に取り組み、ジオパークを観光へ結びつけるなど魅力づくりを行い、交流人口の拡大に向けてまいることが大切でないかと、このように考えておりますことを申し上げ答弁に代えさせて頂きたいと思います。

7番(齋 藤 昭 一)

私の質問した中で、関係団体、関係機関と連携を取りながらという言葉がありましたが、 以前から申し上げているように役場の中にもいろんな課がございまして、皆さん2年か3年 で交代でまわっておられますから、各課の課長さんはいろんな課の状況を知っていると思い ます。

例えば、建設、農業、水産、林業であれ、いろんなことがジオに関連して来ることで、自分は観光課を出たから、もういいやということではなくて、「経験を基に皆さんが官の中で一体となってやってくれ。」と以前に私は申し上げました。先ほども、お話がありましたが、そういうものが少し感じられない。もっと取り組んでほしいと思います。

団体と連携してということですが、それぞれの団体も持分がございまして、建設であったり、海であったり等、先ほど言った JA、JF の人たちを一つに固めて、何かそこでやろうという、一つのグループを立ち上げないと、もう教育委員会ではそれはできないと思うのです。もっと別なことで攻めていかなければ、このままズルズルと何年も経ってしまう気がするのです。

町はそういう指導を行いながら、バラバラに活動しているように見える。これをまとめて、 具体的に形を決めてやってもらいたいというのが気持ちなのですが、そのへんのところお考 えはございますでしょうか。

番外(町長 松 田 和 久)

齋藤議員の再質問にお答えをいたします。

そういった連携を具体的に考えて組織をつくるということを、考えているかということで ございますが、今のところはまだございません。

ただ、このジオパークネットワーク世界登録を目指すということが基になりまして、地域からいろいろな要望、要請が上がって来ております。

今日はその一例を申し上げます。これも、何も決まっているわけではありません。しかし、 私はこうした地域からの発想・発言が役場のほうに届けられていることは、非常に大事なこ とだと思っております。

一つご紹介を申し上げたいと思います。

実はこのジオパークネットワークに登録されるような貴重な隠岐は島なんだと。「何でもかんでもコンクリートで固めるような開発は避けるべきだ、もっと自然をうまく活用して、そして歴史もうまく活用するようなことを考えたらいかがですか。」というご提案です。それは"ロマン街道整備"ということです。

上那久に光山寺という寺があります。これは小野篁公ゆかりの寺でございまして、あこな 姫のございます都万目を経由して五箇の願満寺まで距離は長いですが、もし急がれる方は林 道でも行けますよ、途中は歩いてくださいとか、そういうような"ロマン街道整備"をやら れたらどうですかという提言がございました。

私は、今まさに連携で、観光とか、農林とか、林道もあります。建設課、観光課、そういった3課、4課が一緒になってという提案があります。先ほど、髙宮議員おしゃったように、住民主役の"まちづくり"なら、それを役場が決めてから、「どうですか。」というのではなく地域の方々にも入ってもらって、何とか住民の方々にも始めの計画からというようなプロジェクトを作って検討することも。今いかがかと。

ジオパークが一つのきっかけとなり大きな方向に舵を切る、そういったものにつながって行くのではということで非常に大事な提言だと。全くかたちになっておりませんが、そういうことを2課、3課が一緒になって検討して行くことが大事でないかと、是非、検討してもらいたいということを私の方から申し上げております。

これからの話ですし、まだどうなるか分かりませんが、そういったことも私は今、齋藤議員のおっしゃるようなかたちに、ジオパークが基になって"まちづくり"が新たに起こっていくということが、私は大変大事なことではないかと思っているところでございます。

一例を申し上げましたが、そういう形で各地域からこういうことをもっと考えたら良いのではというご提案もあればいいし、また町からもそういう情報を地域と一緒になって考えて行くということが、これからはまさに求められてくるのではと、私自身は思っておりますことを申し上げて答弁に代えさせて頂きます。

7番(齋 藤 昭 一)

前向きに考えながらやって頂きたいと思います。

お金もかかりますけど、かかったお金を返して貰わないといけん。これは商売につながる わけですから、役場の人が商売というのはどうかなあと思うので。

是非、住民が納得できるようなやり方をしてもらいたいと思います。

次の、質問に行きます。

高齢者の健康寿命ということについて、「元気な高齢者の実現についての考え」というテーマでございます。

日本人の平均寿命は世界のトップレベルにありますが、一方で、認知症や寝たきりで介護 が必要な高齢者が増加し、大きな問題となっております。

今年6月1日に厚生労働省より「健康寿命調査」が発表されました。この健康寿命とは、 介護を受けたり寝たきりになったりせずに、自立して健康に生活できる寿命を言います。一 生のうち、健康で支障なく日常の生活を送れる期間のことです。 なぜ、健康寿命が重要なのかと言いますと、健康な期間が長くなれば本人にとって家族に とって幸福ですし、負担となる介護や医療の費用も抑えられることができるからです。

健康寿命の平均は、男性が70.42歳、女性が73.62歳だそうです。生存期間を示す平均寿命は、男性で79.55歳、女性で86.30歳です。実にその差は、男性で9.13歳、女性で12.68歳あります。この期間は、日常生活に差し障りのある"不健康な期間"というわけです。政府は、国民の健康指標「健康日本21」を作っていて、健康寿命は次の改訂版13年に新たに目標して盛り込まれていくそうです。

健康寿命を延ばすには、生活習慣を整えることが大切だと言われています。これは例ですが、男女を通じ最も健康寿命が高かったのは静岡県です。農水産物の栄養をバランスよく取る、運動は週5回以上歩く、休養は十分な睡眠を取る、社会活動、これは町内の作業やボランティア活動に取り組むなどの要素を満たした人などは、寝たきりなどにならずに生活の質が高いまま長く健康でいられると分析されています。

静岡県は特にお茶の産地で、県民が全国平均の2倍のお茶を飲んでるそうで、ここにデーターもあります。若者から高齢者まで、いつもお茶を飲んでいるそうです。お茶のカテキンはコレステロールを下げる効果があり、動脈硬化や糖尿病の予防になるそうです。

ここで、パネルで説明します。「健康寿命、県別健康ランキング」で、24年6月1日に厚生省が発表されたものです。男性の1位は愛知県で71.74歳、平均寿命が79.05歳、2位、3位とありまして、島根県70.45歳でございます。女性が静岡県が75.32歳、島根県は6位で74.64歳という全国平均が出ています。

健康寿命の平均は、先ほどいった男性が 70.42 歳、女性が 73.62 歳、平均寿命の平均が男が 78.49 歳、女性が 86.57 歳ということでございます。

隠岐の島町の医療に係る費用は、島根県では最小でうれしいことだそうですが、国内の平均値より高いそうです。いかに医療費を削減するかが今後の日本の大きな課題であり、隠岐の島町でも大きな関心事であることは間違いありません。

24年7月1日付けで隠岐の島町の高齢者65歳以上は、5,199名、率にして33.7%、最高で65%の地区もあります。

隠岐の島町は、医療費のかからない国内一番を目指して「健康なまちづくり」を目指そうではありませんか。再度申し上げますが、介護や医療の費用削減を目指すことです。

そこで質問ですが、町では、健康寿命をどのように認識して取り組む必要があるか、また 中長期継続的な取り組みの計画があるのかを、お尋ねしたいと思います。

番外(町長松田和久)

齋藤議員の分割質問2点目、高齢者の健康寿命についてのご質問にお答えをいたしたいと 思います。

まず、1 点目の「健康寿命をどのように認識しているか」についてでございますが、議員仰せのとおり、以前は「平均寿命」が長い間重要視されてきた時代がございましたが、近年は健康寿命、いわゆる健康で支障なく日常生活が送れる期間が長いことが、今重要視されてまいって来ております。このことは、本人はもとよりご家族にとってもそうでございますし、本町にとりましても大変喜ばしいものである、このように認識をいたしております。

本町では健康寿命を伸すことの重要性を踏まえ、様々な事業に取り組み、高齢者が自立した生活が送れますよう、各種の事業展開をしているところでございます。

この結果「健康おきのしま 21」の中間評価におきましては、計画策定時に比べまして、極わずかではございますが「健康寿命の延伸」がみられ、今後は更なる延伸を目指し、事業が展開されていくものと、このように考えているところでございます。

2 点目の、中長期継続的な取り組みの計画があるかというご質問でございますが、本町では合併時に策定いたしました「新町建設計画」を受けて、平成 20 年度に「地域福祉計画」を策定をし、既存計画の「隠岐の島町老人保健福祉計画」、「隠岐の島町障がい者計画」、「隠岐の島町次世代育成支援行動計画」、更には「健康おきのしま 21」などを内包する計画を取りまとめているところでございます。

この中の「健康おきのしま 21」では、計画の期間を平成 18 年度から 27 年度までの期間といたしまして、「平均寿命の延伸」、「健康寿命の延伸」を基本目標として策定をいたしております。

今後は、重点的に取り組む課題の目標の達成に向け、健康づくりを推進してまいることが必要ではないかと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁に代えさせて頂きたいと思います。

7番(齋 藤 昭 一)

ときどき、地区の公民館などでいろんなことをやっておりますけど、大いに続けてやって 行ってほしいと思います。

平均寿命というのは、医学の進歩で相当延びておりまして喜ばしいことであるでしょうが、 差が段々と開いて、認知症や寝たきり、元気でない不健康な期間が延びるということが意味 されますので、命が延びると嬉しいことでしょうが、やはり健康な我々であってほしいと。 私も65歳以上になりましたので、特に感じるところでございます。皆さんも健康に注意して、頑張ってやってほしいと。以上で終ります。

議長(池田信博)

以上で、齋藤昭一議員の一般質問は終ります。

次に、4番:齋藤幸廣 議員

4番(齋 藤 幸 廣)

それでは、通告に従って、私の一般質問に入らさせて頂きます。

まず、町長は、隠岐の島町の町長として2期の任期をまっとうされましたが、もう1期町 政を担いたいと立候補の決断をされたと聞いております。選挙はどうなるか分かりませんが、 町政には継続性も要求されますので、今現在の考え方、できたらこれからの考え方も含めて お答え頂きたいと思います。

まず分割質問の1点目、隠岐の島町の組織の活性化についてお尋ねいたします。

町の経済の冷え込みを打開するための財政出動も、27年度からの地方交付税の一本算定化による5年間での激減という難題を抱えて、思い切った措置が取れない状況で、難しい町政運営はこれからも続くと思われます。

この難局を切り開くには、以前から言われているように職員の意識改革と組織の活性化を図らなければなりません。しかしこれは、一朝一夕に叶うことではありませんが一つの方策として、職員の採用にあたって一人でもいいですから I ターン枠を設定されてはいかがでしょうか。外からの視点を持ち、他の職員の刺激にもなると思います。また、外に開かれた組織でないと活性化はできないと私は考えております。このことについて、まずお答え願いたいと思います。

2 点目は、このような財政状況の中でも個々の課題も山積しております。農業公社の公益 法人化への意向と分社化、株式会社ビューポートホテルの負担金の問題、株式会社あいらん どの経営の行き詰まり、隠岐温泉 GOKA の存続問題など、全てこれらは課題を先送りして来た 結果ではないかと私は考えております。

分割質問1で触れた組織の活性化と個々の課題の迅速な解決のために、過去のしがらみに とらわれない姿勢で、ことに臨むことが大切ではないかと思っております。

町長は次の選挙に立候補され、町政をもう1期4年間頑張りたい、担って行きたいと言う ことを表明されましたが、そのときの町長の補佐役としての副町長を外部から招聘するぐら いの思いきった手段が必要ではないかと、このことについて、町長のお考えをお聞かせ頂き たいと思います。

番外(町長松田和久)

ただ今の、齋藤幸廣議員の分割質問1点目「隠岐の島町組織の活性化」につきましてのご 質問に、お答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の「職員の意識改革と組織の活性化のために職員採用にあたって I ターン枠の設定について」のご質問でございますが、本町の職員採用試験では、議員ご承知のように、全国の方が受験できるようになっておりますし、平成22年の試験でございますが、親さんは隠岐出身ということでございますが、関西で生まれ関西の学校を卒業された、そういった、いわば I ターンの職員が採用されたことはご案内のとおりかと思います。

現在、行財政改革において、職員を段階的に減員しなくてはならない中で、採用いたします職員は、平田議員のときにもご紹介いたしましたが、2から3名と今なっています。

その中で、できるだけ若者定住を進めなくてはなりませんので、I ターン枠を 1 人でも設定するということは、"隠岐に残りたい"、"隠岐に帰りたい"という若者の進路を拒むことにもなると思いますので、I ターン枠の設定につきましては、今のところ考えはございません。

また、職員の意識改革と組織の活性化につきましては、これからも随時取り組んでまいることが必要ではないかと、このように考えているところでございます。

次に、2 点目の「副町長を外部から招聘することについて」のご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、行財政改革はまだまだ課題は山積いたしておりまして、私の任期中にすべてを解決することは困難であります。しかしながら、これらの諸課題に対しまして、副町長は、自ら先頭に立ち適切な判断と卓越した能力を持ち、課題の解決に、更に本町の発展に尽力されていると、私はかねがねこのように評価をさせてもらっているところであります。今、私がこうしているのも実は、副町長の大きな支えがあったからだということを改めて申し上げておきたいと思います。

議員仰せの、外部から副町長を招聘することにつきましては、旧西郷町の時代にもそういった期間がございました。私の任期は10月30日迄でございますので、その後のことを今、私が申し上げることはできませんので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

4番(齋 藤 幸 廣)

確かに職員採用にあたっての I ターン枠の設定ということについては、短期的に見れば町 長のおっしゃるとおりであります。 私もこういうことをやるということは、非常に長期的な目を持ってやって行かなければならない。そういうふうに考えた上での提言でございますけど、開かれた組織というものが、 やはり活性化して行く組織ではないかと私は考えております。

古来より、日本は大陸、あるいは韓半島を通して渡来人という人たちがもたらして来た技術とか文化、そういうものを巧みに国内で融合させ、そして伝統的な日本の文化として、または技術として技量として、または芸能として発展させて来たというのが、日本の在りかたであったと思っております。

また、隠岐においても漁業の問題を取り上げましても、今の港町に住んでおられる漁に携わっている方々の何代か前には、本土から来られたという人が非常に多くおられると聞いておりますし、そういう方も実際におられます。

また、林業については"シイタケ栽培"、まだ菌のない時代には八丈島のほうから人が入って来て、隠岐に定住して技術を教えていった。そういう人たちが入って来る。また、炭焼きにしても、木酢液の製造にしても、そういう技術を隠岐に根付かせたのは本土から来た人たちだったと私は古老から聞いております。

そういうことを考えますと、隠岐の島に、外から新しい人を迎え入れることによって、長い目で見て隠岐の産業を育てていくことになるのではないかと、私は考えております。そういう意味で、私は町長に職員採用の I ターン枠の設定ということを申し上げたところであります。私の今の考えを述べましたが、もう一度町長のご所見をお伺いします。

また、先ほどの副町長の問題で少し誤解されていると思ったのは、私は今の副町長をどうこう言っているわけではございません。今の副町長は、本当に今まで町長を支えてこられて財政再建のために、"憎まれ役"を演じてこられた、それが副町長として避けがたいところであったということは、私も承知しておりますが、"財政再建の全ての筋道"というわけにはいきませんが、端緒をしっかり植え付けて行った、それは一つの業績として私は認めなければならないと思っております。

私が言っているのは、次の4年間のことでございます。諸課題の解決の上に、次の4年間では交付税の一本算定化に向けて、その対策を立てて行く。この一本算定化によって、今の中期財政計画においては、18億円という数字、全くこのとおりではありませんが、その傾向にあるということは、人口減少も含めて、5年間で地方交付税が減って行くという状況。その中で、それに対する対策を今のうちに立てておかなければならないと思います。

その意味でも、補佐役としての副町長は、これまでと違った重責を担っていく。積極的に

職員の意識改革と組織の活性化を図って行く、その上で諸課題に、財政の問題に、対処していく必要があると考えております。過去の柵にとらわれない外部からの登用ということを考えたらいかがでしょうかと、私は提案しているところであります。

今の状況を見ると、現実問題として町長選は無投票ということが考えられております。これは断定はできませんが、そういう現実を踏まえた上で町長として、この次の4年間を担う決断をされた町長として、副町長の外部からの招聘ということについてどう考えておられるのかお答えを願いたいと思います。

番外 (町長 松 田 和 久)

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、「組織の活性化を図るためには、もう少し本土の空気というか、そういうものをもっともっと取り入れて行くべきではないか。」と言うことについては、まさにそのとおりで私もそういうことが必要ではないかと考えております。

隣の海士町もそうでありますし、例えば、対馬あたりは広島県からが多いそうですが、経済の中心は広島県の方々が、今中心で頑張っているというようにも伺っておりますし、長崎の上五島辺りでは紀伊半島の方から行って鯨獲りの技術を入れたりと、案外、島外からの人脈でありますとか、技術が入り込んで来て、それが活性化につながっているという事実はあちらこちらで伺っているところです。

現実でも、例えば東京都の八丈島辺りでは、紀伊半島の海女さんたちがたくさん行って活躍なさっているという情報も頂いておりまして、この I ターンの活用といいますか、そういったことも"まちづくり"を進める上では非常に大切なことであります。

私は、門戸を閉ざしているつもりはありません。今後の採用につきましても地元の人、あるいは U ターンが全てではありません。堂々と立派な成績で入って来るとすれば、十分に配慮しながら考えて行くべきではと。ただ、その枠を I ターンだけという形は、今のところは人数が少ないものですから、そうすると他にいろいろ支障を来すということで、平田議員にもお答えをいたしましたが、高校生枠でありますとか、I ターン枠とか一定の枠を課せての採用試験は、今のところはできにくい環境にあるということを、是非ご理解を頂きたいと思います。

次に、2 点目の件でありますが、齋藤議員が副町長を評価の面で、どうこうというつもりでおっしゃってはいないと言うことは、十分に承知をいたしております。これは時期の問題でありまして、今ここで、ああする、こうするということは言及できる立場にございません

ので、ご理解を賜りたいと思っております。

4番(齋藤幸廣)

町長の今の答弁で、そういう外部からの人が非常に島の経済、いろんなことに貢献、発展 に島内の人と共に尽くして来たということは承知しておられるようですので。

また、副町長の外部からの登用につきましては、この場では言及できないと言うことです ので、この辺で納めたいと思います。

質問2の質問に移りたいと思います。

私たちが住んでいる原田、我が家のことですが。他の所の状況も聞いてはいるのですが、NHK 松江放送局が聞きづらい、特に夕方から夜に入ると聞き取り不能となります。ラジオは、災害時に唯一の情報源となる場合が多々あります。災害時にはラジオを持ち出す必携品として上がっております。原田以外にも五箇と、島の北部でNHK ラジオが入らない、AM・FM が入らない地域があると聞いております。災害時のことを考えたら早急に調査をし、NHK に町、町民が一丸となって協働して陳情すべきと考えますが、NHK に強く申し入れることをすべきと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

番外(町長 松 田 和 久)

それでは、齋藤議員の分割質問2点目の「NHK 松江放送局の入らない地域の解消について」 のご質問にお答えをいたしたいと思います。

本町におけるラジオの受信状況に関しましては、議員仰せのように中条もそうであるようでございますが、北部の地域などで特に夜間において、外国電波による混信などによりまして、ほとんど日本の放送が聞きとり難い状況であるように伺っているところでございます。

災害により電気が遮断された場合、テレビやインターネットなどが使用できなくなれば、 離島隠岐にとりましても、本町にとりましても、ラジオが重要な情報源となって来るという ことにつきましては、議員仰せのとおりでございます。

そこで、まず、この問題につきましてはNHKに対しまして、本町のラジオ受信の実態調査についての協力を求め、受信状況の改善が必要な場所などの詳細な状況を把握をいたしまして、NHKに要望してまいらなくてはならないのではないかと、このように思っております。早速、この件につきましては実態調査を始めて行くべきだと、このように考えておりますことを申し添えて答弁に代えさせて頂きたいと思います。

4番(齋 藤 幸 廣)

まず、一つ答弁の中で疑問に思ったのが、これから調査を要望して行くということでした

が、去年の段階で NHK は調査に来ているということも聞いております。

それは、島根県内どこでもいろんなところで、山間地、日原町とか三隅町などからもそういう意見が県に寄せられて、県として NHK 松江放送局へ問いただしたり、要望したりしているのですが、NHK からの回答は「夜間には遠い付近の放送局から放送が入るとか、インターネットでも聴衆できるようになっているから。」というような回答で、今まで積極的に AM・FM が入るような施策はとられていません。

離島では、与論島の方々もそういう要望を出しておりますが、同じような内容の回答になっております。

そこで、本当に難聴地域の解消というのをNHKに要望するには、まず町民、町、そして地域の自治会とか、そういう人たちの署名とか、いろんな形で町を上げて取り組まなければならないと、とてもじゃないがNHK は松江放送局だけで判断もできませんし、多分、東京NHK本部へ伝えられると思います。

そういうことも考えて見ますと、町及び町民が一丸となって、全ての町民の署名を取るぐらいの覚悟で臨まないと駄目ではないかと考えますがいかがでしょうか。

番外(町長 松 田 和 久)

齋藤議員の再質問にお答えをいたします。

私は、最近の災害の発生状況を見てみますとスコールのような雨に見舞われたり、最近では海岸で、完成漁港だと言われる地域の海岸状況を見てみますと波が以前にも増して大きな波になって、従来、考えられなかったような防波堤を超えてくるような大きな波があり、それによって船が転覆をしたりということで、この嵩上げ工事が再び各地域から要請として上がって来ております。

こういう状況の中で、平成19年8月31日未明に時間雨量131ミリというバケツをひっくり返したような雨に見舞われ、そして594か所で決壊を見たという大災害に遭っております。 そういう災害が、いつ来るか判らない災害対策の意味からも、離島であるがために、なかなか情報がうまく伝達できにくい状況にある離島地域であります。 NHK は一旦調査はしているようではありますが、おっしゃるように大変難しい問題があるということのようです。

こうなれば、災害対策の意味からも、やはり、いざというときに電波を利用して情報がとれる、情報が発信できるということも大事だと思いますので、今後はこういったことにも視点を当てて、もっともっと強力に町として要請をしていく。そのために必要な手段として、 先ほど住民の皆さんの"嘆願書"みたいなものに署名をしてやるべきではないかということ に付きましては、少し検討させて見る必要があるかと思いますので、今後の課題として今日 は受け止めさせて頂ければと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

4番(齋 藤 幸 廣)

非常に日本放送協会(NHK)が、この問題にどう対処しようとしているのか、全国でもそういう例がたくさんありますので、大変な問題であるということは分かっておられると思いますが。町として臨んで行きたいということですが、その場合に一つ参考にして頂きたいことがございます。

日本の放送の法的な根拠としては、電波法がございますが、その基に放送法というのもございます。ここで日本放送協会(NHK)について書かれているのですが、基幹放送を行う放送局、今やっている AM・FM・テレビジョンとか、事業所がやっている NHK 民間放送を基幹放送というそうです。

この放送法の中に、「協会は中波放送と超短波放送のいずれか及びテレビジョン放送が、それぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」ということになっております。そして、基幹放送の普及計画を定めるということになっております。

その普及計画に当たるものが「いつでも、どこでも、もっと身近に NHK」、これは平成 21 年から平成 23 年度までの NHK の経営計画でございます。この中にもきちんと方針 3 として、「放送・通信融合時代の新サービスで、公共放送の役割を果たします。」ということの中に、「いつでも、どこでも、身近に」と謳っております。こういう方策をとって行かなくてはならないと謳っている、そのことを踏まえた上で、やはり陳情する場合にも NHK の定款には情報公開ということが謳っています。

そして、その情報公開に基づいてこの3年間で隠岐の短波(AM・FM)の入りづらい難聴地域の解消に、具体的にどういう努力をされたのかということの情報を開示して頂くということが大切になってくると思いますので、そこらも合わせてNHKの難聴地域の解消について強力に要請して頂きたいと考えております。いかがでしょうか。

番外 (町長 松 田 和 久)

再々質問にお答えをいたしますが、この問題は町の方では総務課が所管をしております。 今ご指摘の件につきましては、十分に協議を深めながら、検討を深めながら、今後この問題についても早期改善につながってまいるように、対応してまいるべきかと思いますので、また総務課の方には話をして対応させて行きたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長(池田信博)

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問は終ります。

ここで、昼食休憩といたします。

午後は、13時30分より再開いたします。

(本会議休憩宣告 12時06分)

議長(池田信博)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 13時30分)

引き続き、一般質問を行います。

次に、2番:前田芳樹 議員

2番(前 田 芳 樹)

それでは、住民の日常生活の安定のために、隣人間のトラブルを未然に防止することのためにお伺いしたいと思います。

隠岐の島町墓地、埋葬に関する法律施行細則の補足改訂についてでございます。

昭和 23 年の法律第 48 号及び厚生省令第 24 号に定めるものの他、法律施行に必要な事項をこの細則で定められておりますが、個人の墓地の新設の場合についての規定が不足しており行政指導の権能規定が判然としていないと思われます。行政指導の権能及び罰則規定をこの細則において補足改訂しておくべきではないかと思います。

これについて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

本町の法律施行細則は、もっぱら集団墓地の経営に関する許可基準を規定しておりますが、 小規模な個人墓地の新設については、第2条で提出書面を規定し、そして第5条で設置場所 の基準を示しているに過ぎません。

小規模であっても私有地内であっても個人墓地を新設しようとするときにも、事前に届出をして町長の許可を受けなければならないとは明文化されておりません。隣の人家から半径 100 メートル以上離れていることとはしておりますが、隣人の承諾書面を貰う必要規定はありません。

位置を左右できるほどの行政指導に関する権能規定もなく、事前の届出義務を果たさず許可基準に合致していないのに罰則規定が細則にはありません。法令、省令には幾分ありますが、この細則にはありません。

これでは私有地内だから任意の場所に好き勝手に個人墓地を新設してもいいのではないか

となってしまい、ある日、裏窓を開けたら他の家の墓石が目に付くようになって不快感を覚えるようにもなる、そして毎日顔を合わせる隣人との感情的なもつれ、も発生しがちとなるだろうと思います。

反面、規定が判然としていないので行政相談に苦情が持ち込まれても、行政指導で事態収 拾をつけかねる場合も発生するだろうと思われます。

特定市街化区域では、自分の土地だからといって、好き勝手に個人墓地を新設することは 現実的にないだろうとは思いますが、個人住宅が分散して、一戸当たりの宅地面積が比較的 広い区域では、現にこのような隣人間の不快を抱いた事態も発生しております。

広報『隠岐の島8月号』の"行政かわらばん"で「墓地の新設・移設等を行なう場合は、町長の許可を受ける必要があります。」と親切な行政広報がありました。このような姿勢は評価されるべきであろうかとは思いますが、ただ、厳密にひも解いてみれば、現在の根拠規定では充足できていないように思われます。

従いまして、町民の平穏な日常生活を願えば、隣人間のトラブルの発生を避けるために、 個人墓地の新設に関する部分の細則を明文化して、そして補足しておくべきではないかと思 います。

つまり、小規模の個人墓地を新設するときにも、事前に当然届け出て町長の許可を受けなければ設置できないとか、規定に合致していないときには、行政指導で位置の左右ができるとか、100 メートル以内でも隣人の承諾書面があれば許可できるとか、明文化して万全な細則を整備しておくべきだろうと考えます。

行政指導が整然と遂行できるように、法律や省令で充足できない部分を細則で対応できるようにしておかなければならないのは当然です。細部を検討させて、補足改訂に取り組ませるべきではないでしょうか、その点お伺いをいたします。

番外 (町長 松 田 和 久)

それでは、ただ今の前田芳樹議員の「隠岐の島町墓地埋葬等に関わる法律施行規則の補足 改訂について」のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

墓地でありますとか納骨堂などの経営をしようとする者は、「墓地、埋葬等に関する法律」の規定によりまして、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。平成 9年度からは、島根県の「市町村長に対する事務委任規則」によりまして、許可に関する事務につきましては町長に委任をされているところでございます。

また、同法律には、違反をした場合には罰則規定もございますので、町長の許可を受けず

に墓地、あるいは納骨堂などを経営することは、違法な行為として処罰があることになって おります。

議員ご指摘の、個人墓地の新設についての届出と許可、罰則規定、隣人の承諾書面提出などを、「隠岐の島町墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に明文化をし、整備すべきとの仰せにつきましては、墓地等の経営は、地方公共団体・法人・個人にかかわりませず、同法律第10条の規定により、町長の許可を受けなければなりませんし、罰則も法律に規定されているところでございます。

また、事務取扱につきまして必要事項を定めた本町の「墓地等許可事務取扱要領」には、 近隣住民の方々とのトラブルを避けるため、100 メートル以内の範囲の場合には、同意を得 るよう規定し、同意書を提出して頂いていますので、法的な整備は十分になされているもの と思っております。補足の必要が生じましたら、随時検討してまいる必要があるかと存じま すので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2番(前 田 芳 樹)

今の答弁では、法令、省令、細則、ここで十分足り得ているということでございましたが、 そうしますと具体的な例がありまして、その際に行政サイドにお伺いしたら、100 メートル 以内だったですが「隣人承諾書」がいるわけですよね。100 メートルを超えたらいらない規 定ですが、100 メートル以内でしたらいるわけです。

そして、その一方の個人が、これは自分の土地だから隣人に何も話をしないで設置工事に入ったわけです。それは、規定からいくと100メートル以内だから、更に境界線から隣人が100メートル以内に居宅があるわけです。そうしましたら、両者間の間の距離というのは100メートル以内なのです。両方あわせて、その時に隣人の承諾書面がないのに自分の土地だからいいだろうということで、事前届もしないで工事に入っていったケースもあるのです。

町の中ではありませんが、農村部というか、広い区域に家が点在しているようなところでは、あり得る話なのです。島内でも。

一時両者が感情的になっていたときがあって、行政に行政指導をして来なさいという具体例があったのです。その際に行政サイドとしては、法令、省令、細則、ここで町長が厳然とこれは届出もしてないし、そして100メートル以内だから「隣人承諾書」がいるので設置してはいけないと指導しなくてはいけないわけです。

今回の場合は指導が良かったのか、最初設置しかかった人が指導に従って移動しましたが、 人によっては素直に聞かない場合もありますし、そうした時にはやはり細則で、細則は地域 特有な面を反映したものであるわけですから、これは万全とした細則を整備しておかなくてはいけないと感じましたので。今後においては、法令、省令は骨の部分を改訂するわけですから、細則については地域性を反映させた非常に極めの細かい部分まで規定していかないといけないと感じますし、行政指導は整然と指導できる、条令細則というのが大事ですので、今後はしっかりとした整備をしておくべきだと、具体例からして感じました。

ところが、町長は今の答弁では十分だとおっしゃっておりますが、私は現実的にそうではない、行政指導の権限をもう少し細則の上で明文化しておくべきということを申し上げたい ところなのです。

そこで、ご見解とかあればもう一言お願いいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

前田議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

今日、午前中の一般質問でも申し上げたように非常に高齢化社会を向かえまして、そして 独居老人でありますとか、あるいは高齢者だけの世帯、非常に増えつつあります。

そういった中で、共同墓地まで行かなくても自分の屋敷の中で土地があれば、そこに墓地を作りたい、朝晩に水を奉りたいというご意向でしょうか、最近自分の土地の中に、あるいは直ぐ近くに墓地を求める傾向が非常に強くなってきているように私自身も受け止めておりますが、しかし自分の土地であっても先程来お話がありますように、100 メートル以内は近隣の方々の「同意書」が必要であります。

また、その土地につきましては「分筆登記」をして墓地にしておく必要があります。そういう中で、役場も分かって来ることがありますので、広報の"かわらばん8月号"でも掲げましたように、悪意はなくても安易に考えて自分の土地だからいいだろうぐらいでなさる経緯があるわけでして、この法の整備につきましては所管に聞いて見ますと、これは十分いいけれども、ただ、その決定がなされてなくて、悪意がなくてもそういうことをしてしまう傾向があるということではないかと思いますので、今後も機会をとらまえて住民の皆さんにはそういった場合には、こういった手続きが必要ですということについて徹底して行きながら、近隣間のトラブルが発生しないようにしてまいるべきではないかと、このように考えておりますので、ご提言のことにつきましては今ここで、今のところ法的な整備につきましては問題はないように担当は見ておりますが、必要がでて来れば当然そのことは、追記をしていく、改訂が必要となってくるかと思います。

そういうことで、できるだけトラブルがないような形の中で対応させて頂くように、今後、

指導の徹底が図られて行くべきだと、このように考えておりますので十分に所管の方では検 討してまいるはずでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

2番(前 田 芳 樹)

十分だとおっしゃる、法令、省令、そして隠岐の島町の細則、そして西ノ島町の細則を見 ているんですけども。

一つだけ、100 メートル以内の場合に隣人の承諾書面が必要ですというのは書いてはない のです。どこにも。これが今後問題になって来るのではと。100 メートル以上は要らないと いうことだけ書いてあるのです。

答弁はいいです。要するに、この細則の上で、100 メートル両者間、あるいは片側の半径 100 メートル、100 メートル規定はあるのですよ、どれにもあるのですよ。ところが 100 メートル以内の場合には、隣人の承諾書面がないといけませんということが明文化されていないのです。

そこら辺が、今回の具体例からして問題になっていたのです。今後ここのところをしっかり確認しておいて頂きたいということです。以上終ります。

番外(町長 松 田 和 久)

答弁はいらないということですが、今、所管課長に伺いましたら「墓地等の許可事務取り 扱い要綱」というのが本町にございます。

その中に、きちんと明文化されているということですので、それが「ない」ということではないということですので、一度確認をして頂いてその上で不足の部分があるとすれば、それは改正に向けて検討されるべきだと思いますので、是非、そこのところを見て頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(池田信博)

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終ります。

次に、5番:是津輝和 議員

5番(是 津 輝 和)

通告に従いまして、私は2点の事案について分割方式で町長のご所見を伺いますので、簡潔明瞭に答弁頂きたい旨をお願いしておきます。

1点目は、「元那久小学校校舎及び元大久小学校の利活用の件」について、2点目は、「医療、保健、福祉の連携体制の構築、及び医療費削減と介護保険料の軽減対策について」を伺います。

まず、1点目の元那久小学校校舎及び元大久小学校の利活用について伺います。

ご案内のとおり両校が学校統廃合によりまして、廃校になって2年と半年が経過をいたしました。どちらの施設も比較的新しく十分に再利用が可能な建物であります。地元を中心に利活用についての協議を進めているということは承知をしておりますが、未だに隠岐の島町としての具体的な両校舎跡の利活用の計画が示されていないのは、誠に残念で理解はできません。

そこで、両施設の利活用について町長に伺います。

まず1点は、今日までの協議内容、地元と協議するということでしたので、協議内容の概要について報告を求めます。

2 点目については、利活用の検討を始めてから実質 3 年以上、ときが経過しているにもかかわらず、未だに方向性すら出ていないと認識しておりますが、それは何故か、その背景にある理由を教えてください。

3 点目、利活用について、隠岐の島町の町としての方針はあるのか、ないのか。ないのであればその理由、あるのであればその内容を示してください。

4点目、利活用に向けての町の今後の工程表を示してください。

以上の4点について所見をお伺いしますので、お答をよろしくお願いいたします。

番外(町長 松 田 和 久)

ただ今の、是津輝和議員の分割質問1点目、元那久小学校及び元大久小学校校舎の利活用につきましての、お答えをさせて頂きます。

まず、那久小学校跡の利活用についてでございますが、平成 21 年 5 月から 12 月まで「那久小学校跡利用検討委員会」を立ち上げ、地域役員の方々を中心に検討を進めさせて頂きましたが、明確な方向性が残念ながら示されておりません。

平成22年2月から3月まで、「学校跡地利用検討プロジェクトチーム」で若手職員によりまして、改めてその利活用につきましての検討を行ないました結果、介護サービス提供施設での活用の提案がございました。

それを受けまして、平成22年4月から12月まで福祉関係団体への意向調査でございますとか、あるいは打診を行ってまいりましたが、どちらの団体からもよい返事が得られず、福祉施設としての利活用の可能性は極めて低いと判断せざるを得なくなったところでございます。

一方で、平成21年度から浜那久の水産加工グループとサザエの有効活用の立場からの協議

を進めておりまして、加工グループからサザエ弁当製造の拠点施設として小学校跡の利用希望がございまして、鳥肉の処理や体験宿泊を兼ねた複合施設として整備を検討させて頂いてまいりました。

しかしながら、複合施設としての調整が整わず、本年3月末に小学校の跡利用を断念せざるを得なくなったところでございます。今後は、再度原点に立ち返りまして、今しばらく時間をかけ検討して行くことが必要かと存じます。

ご指摘がございましたように、那久小学校は木造校舎で本当に素晴らしいもので、そのまま朽ちるようなことがあるとすれば、大変な損失になると我々も考えているところでございます。

次に、大久小学校跡の利活用につきましても、3 月議会の齋藤幸廣議員の一般質問でもお答えをさせて頂きましたように、宿泊体験施設としての利用につきまして、地区と話し合いを行なってまいりましたが、地域内の意見調整に時間を要しておりますことから、その後まだ大きな進展につながっていないというのが現状であります。

近々に大久の代表者の方々との協議を行う予定にはなっておりますが、地区内の意見調整の状況でありますとか、その後の社会状況の変化等を踏まえながら、今後も引き続き地区との協議を行ってまいることが必要ではないかと、このように考えているところでございます。 そのような経過でございまして、現状はそういったことでございます。議員さんからは4項目のご質問を頂いておりますが、3番目、4番目のご質問につきましては、今、私がお答えできる状況にないということでご理解を頂きますようにお願いをいたしたいと思います。

5番(是 津 輝 和)

ただ今町長から、元那久、元大久小学校跡の利活用について、質問に対する答弁を頂きました。

今日に至る状況の説明は頂きました。何となく歯切れの悪い説明だったと私は理解せざる を得ませんが、私は通告書に従って4項目の質問をしておりますが、3番目、4番目、あるい は2番目もそうですが、3年以上経過しているのにどうしてそんなに時間がかかるのかと。

2、3、4番目について極めて曖昧というか、特に3番、4番については答えられないと。そういう立場でないということですか、町長が答えられる立場でないということはどなたが答えられるのですか。そういう意味に私は取れたのですが、他の誰かが答えるのですか。答えられる状況でないという理由を示してください。どういう状況だったら答えられるのか。

そういう答弁頂いて、「はい分かりました。」というわけにはちょっと行かない。聞いてい

る私が残念ながら理解ができないので。

答弁にありましたように、今年の3月に同僚の齋藤幸廣議員が大久小学校跡地利用についての質問に答弁されております。その議事録を私は見ました。不思議なことに今回私が質問したことに対しての答弁の内容がほとんど一緒、つまり半年前からほとんど変わっていない。

本日の一般質問の中で、同僚平田議員の質問いろいろございましたが、その中で職員の話がございました。

町長の答弁の中で、職員に対して机の前に座っているだけでなく、地域に出かけて行って 地域の区長さんや役員の方達と膝を交えながら、地元や地域の課題を解決する方法を一緒に なって協議して探って来いということを、常々課長会等で指示を出しているというお話でし た。

今回このケースも同じようなケースと思うのです。地域に出かけてやって来いと、半年間何回職員が当該地域に出かけて、行政テーマである両校舎の跡利用、町の貴重な財産である立派な施設です。これを廃虚にすることは許されないと私は思うのです。

まさに、おっしゃるように「お前ら出かけてやって来い。」と、そのためには勿論、町の方針も持ってないと駄目ですが、目の前にテーマがあるのにできていないような気がしますので、改めて確認の意味で何回担当が行かれたのか。それも併せてお答えを頂けますか。教えてください。

番外(町長松田和久)

是津議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、私がこの利活用につきまして隠岐の島町の方針はあるかということ、それから利活用に向けての町の工程表がもしあるとするならばということですが、今この非常に厳しい社会情勢の中で、ホテル、旅館、民宿こういった観光関係も来島客が少なくて非常に苦しんでおります。そういう中で、こういった地域の利活用につきましても、これは経費もかかることですし、地域としても安易にこれを受けて、それを使ってというわけにはならないわけです。

そこで、地域の中でもいろいろな意見がでてくるわけであります。そういうことで町も入っているいろ検討させておりますが、中々こうしようという判断に至らない、至っていないというのが現状なわけです。

そういったような状況から、今こういうようなことを話し合いをさせておりますから、そ ういう最中で町の方針はあるのかということについても、今のところお答えできません。ま してや、私は10月末で終るものですから、先のことまで言えませんし、町の方針はあるのかということにつきましては、今言及できない。そういう状況にないということを、是非ご理解頂きたいし、ましてや利活用につきましての町の工程表は今申し上げることはできない。そういうことを申し上げたということで、ご理解を頂きたいと思います。地域に何回出かけたかという、回数は確認をいたしておりません。

5番(是 津 輝 和)

再々質問させて頂きます。

任期は近いから、先のことまでは言えないとか、あるいは指示できないというようなニュアンスに聞こえたのですが、これは町の方針ですから、そして降って湧いたテーマでなく3年前から取り組んでいる、3年間の長い歳月が流れている、非常に残念でならない。町長は常日頃「火だるまになってスピード感をもってことに当たれ。」と、「私自身もやるんだ。」と、学校統廃合のときにも強く言われました。

統廃合の副産物でもある両校舎の跡利用、これは非常に大事なことだということか、統廃合が実施される前から準備段階として、地元を中心とした検討委員会を両地区とも立ち上げて、行政と一体となって協議を重ねて来て、大久の小学校跡に関しては答申書まで出ている。今年の2月に町からそれなりのアンサーがもらえるという報告まで受けていた。ところが一切何も言って来ない、担当も出かけて来ない。つまりやってないということ。

社会情勢云々と言われました、それは3か年の時間の流れの中で社会は動いておりますから、待ってくれません。変化しますよ、だから"鉄は熱いうちに打たなくてはならない"、地元の熱意のある方たちが一生懸命取り組もうとしたが、熱意が冷めてないかと私は危惧するのです。

所管課は観光課がやっていると理解しておりますが、観光課が悪いということを毛頭申し上げるつもりはないのですが、観光課の所管というのは業務が限定されますね。所管業務が限定される課が担当ということになると、自ずと利活用の方法も限定されるような気がします。

例えば、所管課は企画で良かったのかなと、あるいは企画にすべきだなと、幅広い分野で 使って行こうと、そういう観点から「町の企画」ですよ、テーマですから。

福祉とか、宿泊施設とか、条件を付けないで、条件を付けたわけではないでしょうが、結果としてそういう具合になっている。

まず幅広い視点から、アイディアを、コンセンサスを得るということを、作業を進めると

いうのは、適当なのは企画なのかと思います。

今後、継続して当然やらなくてはいけません。どなたが町長になられても、どなたが所管課長になられてもこれは消すわけには行きません。再度、過ぎた時間は戻って来ませんがリセットするのであれば、その担当所管も含めてどういう形で進めるべきかということを、ゼロベースで、また今度はスピード感をもって実行して行くのが、行政執行の為政者の責務と思うのですが、所見がありましたら示してください。

番外(町長 松 田 和 久)

是津議員の再々質問にお答えをします。

午前中の一般質問にございましたように、合併して10年になりますと、27年から5年間、1割、3割、5割、7割、9割、最終的に一本算定になってまいりますと、今15,400人の人口かも知れませんが、それが更に減ってくる。

そういう中で、どなたかが18億と言いましたが、試算では11億7、8千円、約12億円近い減収につながって行くということにもなります。そうなってくると、町の今税収が合併する前の旧西郷町の税収が多いときで14億8,000万円あったかと思いますが、合併して一つになって今年の予算が、13億8,000万くらい、1億ぐらいの減収です。それに近くなるような交付税が減収になるということはどういうことなのか、大変なことであります。慎重の上に慎重を期さなくてはならないということです。

今後、こういう施設の維持管理をする上で、大事な施設だから、いくらお金がかかってもいいから早く結論を出してやれ、ということにもいかないわけもあります。地域と十分に相談しながら、地域もそういった社会情勢の中で安易に、簡単に「うちがやります。」と言うことは、中々結論が出ないことだと思います。

そういう中で、今、業務が重ねられている、多少時間がかかるかも知れませんが、それは 怠けているわけでも何でもない。私はそういうように思っております。

本日、この議論を契機にいたしまして、更にもう少しスピードを上げて取り組ませはいた しますが、だからといって「はい、はい、」といって地元が経費がかかってもやりますという ことにはならない。そういう見込みがどうやって立てられるかということにかかっています。

そういうことを、きちんと検証させながら方向を出してまいるべきだと、このように考えておりますので、今そういう過程の中で、現状の中で、将来見通しについての言及はできないということを私は申し上げたつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

5番(是 津 輝 和)

もう聞くことはできませんが、1 点だけ、私はお金はいくらかかってもいいから地元の計画をそのままやれと言うつもりもないし、一度も言ったことはございません。

町として、早く町のやろうとしていることを地元とコンセンサスをとって、軌道に乗せるという作業が今中断しているから言っているのです。誤解のないように、ひとつよろしくお願いいたします。

分割2点目について伺います。

医療、保健、福祉の連携体制の構築及び医療費削減と介護保険料の軽減対策について、町 長の所見を伺います。

私は、数年前から議会での質疑において、我が町の高齢社会への突入を踏まえて疾病予防や介護予防につながる健康増進対策が急務であり、そのためには医療、保健、福祉の3分野の連携が不可欠であると指摘をいたして来ました。その中で具体的な活動事例といたしまして長野県松本市で効果を上げております、誰でも、いつでも、どこででも、簡単にやることができるウォーキング運動の一つであります"インターバル速歩"を紹介してきたところであります。

これを受けて町長は、予防医療、介護予防の観点からも、医療、保健、福祉の連携強化は 重要であり、隠岐病院の新築整備に併せて、連携体制を構築していく旨の考えを示されまし た。また、健康増進対策については、"インターバル速歩"も含めて対応を検討して行きたい 趣旨の答弁も頂いております。

隠岐病院の新築整備は、今年の4月に完成いたしました。5月1日からは、新病院として 業務をスタートして今日に至っておりますが、残念ながら先ほど申し述べました3分野の連 携体制の構築は未だにできてはおりません。

また、健康増進対策についても、何ら町として動きがないように私は見受けられ、大変残念でなりません。今年度からは、介護保険料が大幅に上がりました。全国2位であります。また、来年度からは国保税の増税が避けられない状況であり、今定例会で、条例の改定が提案されているのがご案内のとおりであります。

わが町の経済は疲弊をしている上に、町民の経済的な負担は増すばかりであります。このままで、何も対策を講じなければ、生活コストの高い町からは若者や、UI ターンで帰って来ている人たちも離れて行く、また新たなUI ターン者の定住が難しくなることが懸念されます。

そして、この町は沈没してしまうのではないかということが想定されます。医療費削減、 介護保険料軽減の観点からも、速やかに対策とその実行が求められおります。 そこで、町長に伺います。

1点目は、医療、保健、福祉の連携体制の構築と推進はいつまでにやられますか。2点目、町民の健康増進への取り組みを町として、どのように推進して行くのか。

この2点について、町長のお考えを聞かせてください。

番外(町長松田和久)

是津議員の分割質問2点目についての、医療、保健、福祉の連携体制の構築と、そして医療費削減と介護保険料の軽減対策についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

始めに、1点目の「医療、保健、福祉の連携体制の構築と推進はいつまでにやるのか。」と のご質問でありますが、私は議員と同様に「安心して暮らせるまちづくり」には、「医療、保 健、福祉」の連携が必要であると、かねがね申し上げて来たところでございました。

このような中、連携の協議は「隠岐の島町健康づくり推進協議会」を中心に行なっておりまして、島後医師会、隠岐病院、介護支援専門員、島根県、本町、関係機関なども定期的な会議でありますとか、ケースに応じた連携協議を行っているところでございます。

今後は、連携の重要性を再認識した上で、各種の医療、保健、福祉事業に取り組んでまいることとなるかと思います。ご理解を頂きたいと思います。

次に2点目の「町民の健康増進への取り組みを、町としてどのように推進していくか。」ということでございますが、医療費や介護給付費の財政負担の増加を抑えてまいる上で、町民の皆様方一人ひとりが健康であることが重要でございます。健康な生活を送る上で、各種の検診によります、病気の早期発見・早期治療が重要でございますとともに、病気を予防することも重要なことでございます。

本町では「健康おきのしま 21」の中で、重点課題を定めライフステージごとの施策を展開し、健康増進対策を推進して行っていくこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、高齢者の方には、健康で支障なく日常生活が送れることが何にもまして重要であります。元気な方には一次予防に取り組むとともに、心身の機能低下を予防する必要のある方には、二次予防に取り組み、健康維持対策を推進して行っていくこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5番(是 津 輝 和)

ご答弁頂きました。その内容について、2、3 質問させて頂きます。

方向性としては、町長の答弁と同じ方向を向いているという認識はしております。それを

どのように実際の政策の中で、運動の中で、町民を巻き込んだ運動活動として実行して行くかという点については、今ひとつ歯切れの悪いといいますか、中味が見えてこない部分ございました。その件につきましては、確認の意味で質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、3 分野の連携の強化の話ですか、連携強化でなく連携の体制を構築するというテーマですから、「連携をしていない。」と私は言っているわけではなくて、連携されているのは当然分かっております。細かいところまで承知はしておりませんが、そういう方向でいろんなテーマについてそれぞれ関係機関、関係者と逐一連携協議をしながら、情報共有しながら対策を講じているご苦労は承知しております。

以前からやっていることは承知しておりますし、町の計画にも載っているのも分かっております。あれもこれも、10 も 20 もやれと言っているのではないです。

大事なことは、今日の質問の中で齋藤昭一議員の質問にもございました「健康寿命」ですか、健康な社会を作ろうと、「平均寿命」より「健康寿命」が大事です。私も前からそう言ってます。

そういう観点で計画もできているのは知っております。具体的にそれを具現化することが 大事なのです。それも絞って1点、2点、旗を挙げて、町民運動として幅広く展開して行く、 その例として長野の松本市で成果を上げている。歩くのを速く歩いたり、ゆっくり歩いたり するインターバル、3分間で交互にやる、10分間でいいそうです。簡単で誰でもできるお金 がかからない、やるやらないは別にして、そういう事例もあります。

大事なことは、町民を巻き込んで町の運動としてやる、それが大事なのです。最初から 1万人、5,000 人参加させなくても 100 人でもいいのです。50 人でも輪を広げて行く。その為には連携はいいのですが、きっちりした組織にして一つの会にといっているわけではないですよ、県もありますし、民間もある。スキームを構築して、そこで一緒になってどこが旗をふるかというと隠岐の島町と思いますが。具体的なテーマを一つあげて、あるいは二つ掲げて、こうしてやろうではないかと。こういうことが大事と思うのです。プラン・ドゥ・チェック(計画・実行・確認)ですよ。それが大事だと私は認識していますが、そこのところがお答えを頂いても弱いような気がします。

今一つお考えをお聞かせください。

次に、病気というか、健康増進にも関連しますが、「健康おきのしま 21」で確かあがってます。いろいろメニューがあります。活動の参加の呼びかけの放送もありますよね、残念な

がら参加者が少ない。そういう課題も承知しております。いろんなメニューがあるのは承知 しておりますが、先ほどから言いますようにテーマを絞って重点的に取り組む。医療につい ては、例えば高額医療を削減するにはどうするような活動が必要かとか、有効かとか。

あちらこちらで効果を上げて活動しているところがあるのです。それは学ぶべきかと思うのです。真似てはいけませんが、学んで自分なりに消化をして、それをわが町で実行して行くというスタンスが必要だと私は思いますので、1 も 2 も関連しますので、より具体的な実施対策、方法について、組織をきちんとして運動を決めて実行して行くというプロセスを確立すべきと思うがいかがですか。

番外(町長松田和久)

是津議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

第1点目の、医療、保健、福祉の連携体制を図るべきの組織化が必要では、ということではないかと思います。もう1点は、健康増進のためにどうやって具体的施策を展開していくかという2点だったと思いますが、一緒にしてお答えをさせて頂きます。

今年9月に入りましての高齢者人口動態調査というか、ちょっと聞いてみますと実に100歳以上が今年は31名だそうです。その内訳は女性が27名、男性が4名だそうです。本当に高齢化社会になったということが、現実に物語る数字であるかと思います。

また今年、米寿(88歳)を迎えます方が172名というように伺いをしておりますが、170名からの方々が高齢を迎える。これも本当におめでたいことでございますが、そういった方々が、これからは介護のお世話にならずに元気で生涯を過ごして行けるということが、やはり大きな課題であるかと思います。

私はそういうことを踏まえながら、保健課に顔を出すと、もう少し内容を充実して元気老人をどうやってつくるのかというのが、この課の大きな、将来に向けての課題である。そういったことを、もっともっと大きく取り上げていって頂きたい。予算の上でも反映させるべきではという提案をさせて頂いているところでございます。

今、議員おっしゃるように、長野県の松本市の"インターバル速歩"ということにつきましては、彼は本も購入されて私も読ませて頂きましたし、当時の保健課長、福祉課長も読んで頂いたと思うのです。確かに高齢者になっても、誰でも歩ける人であれば、それは誰でもできるということでありますし、また最近では全国の状況を見てみますと各地区でインストラクターが中心となりまして、ヨガとか太極拳のようなものを取り入れた独特の運動を作って、どなたでもゆっくり対応ができる、そういうことを全国各地で展開されております。

昨日か一昨日の新聞だったと思いますが、境港でもそういった運動を今やっておられて高齢者の皆さんも大変喜んで参加しておられるという記事が載っていたと思いますが、そういうようなお話もあります。

今後そういったものを全て真似するのではなく、隠岐にはどういったことをやったらいいのかということを具体的に検討してまいるべきかと、このように考えております。所管課長もおりますが、私は隠岐病院の整備を契機として、更にこれまで以上に医療、保健、福祉のこの3つがうまく連携をして、うまく活用しながら"安全・安心のまちづくり"、もっともっと元気老人をつくって行く、そういった運動につなげて行くことが必要であるということを申し上げてまいりました。

ただ、その話もしているのですが、今いろんな形で連携をしてやっておりますということで、新たな組織ということは今のところ原課の方では考えていないが、しかし十分にご意向に沿えるように努力をしているところでございまして、今少し見極めながら、今後更にそういったことがやはり必要だということになれば、検討が進められて行くべきではないかということを申し添えて答弁に代えさせて頂きます。

5番(是 津 輝 和)

前向きな答弁を頂きました。

分割大項目の1番目の質問も同じなのですが、やはり時間が大事なのです。世の中動いてますし、人間も動いてます。スピード感を持ってことにあたる。これは不可欠であると思います。

先ほども言いましたように、介護保険料も上がりました。全国で2番目ですよ。国保税も今上げようとして、来年度からは一応11パーセント、次年度から5パーセント、5パーセント合わして21ですか、22ですか、そういう提案がなされております。実質は上げた分に5パーセントが上がるわけですから最終的には23何パーセントなんです。

先ほど、私が言ったように、若い人たち「こんなお金のかかる町いたくないや。」と、仕事場とかそういう以前の問題なのです。年寄りもひょっとして子どものところへ逃げていくかも知れない。保険、介護料の安いところに、そういう現象が現実に起きているのです。身近で私も聞いております。非常に残念ですので"転ばぬ先の杖"ではないですが、早く対応を取らないと効果は直ぐに出ませんので、遅れれば遅れるほど悪い影響が長く続くということが、足元に横たわっているので、是非スピード感をもって対応して頂きたい。

そのためには言うまでもありませんが、保健業務の拡充なら保健師さんの充実が確実だと、

あるいは健康増進については本町には体育指導員がおられます。県の体育指導員もおられますので、そういう方たちが十分に働いて頂けるようなスキルを作って、専門研修を受けて頂いて、それこそ指導者になって運動展開して行くことも大事と思うので、蛇足ですがそう言ったことを申し添えて、私の質問を終ります。何かご所見がございましたら。

番外(町長 松 田 和 久)

再々質問にお答えをいたしますが、私も基本的には是津議員と同じ考え方でございます。 今後できるだけ、元気老人をつくるための施策はどうあるべきかということを、十分に町 として検討してまいるべき課題であるというように考えているところでございますので、今 後、そういう方向で関係課は進めてやって行くものだろうと思っておりますので、よろしく お願いをして答弁に代えさせて頂きます。

議長(池田信博)

以上で、是津輝和議員の一般質問を終ります。

ただ今より、10分間休憩します。

(本会議休憩宣告 14時38分)

議長(池田信博)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時48分)

最後に、1番:安部大助 議員

1番(安部大助)

それでは、通告いたしましたとおり、「自宅で高齢者を介護されている家族への支援」に ついて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

総務省統計局による人口推計では、平成24年4月時点において高齢化率は、全国平均23.3 パーセント、先ほど同僚議員も申しましたとおり、島根県は29.1 パーセントで全国2位であります。本町につきましては33.9 パーセントで、全国平均からいたしますと10 パーセントを上回る高齢化率となっています。

このような社会情勢から、国や県等においては施設サービスや在宅サービスの充実とともに、介護をしている家庭への支援や、地域に住む高齢者や家族を地域で守っていく地域支援を重要視しております。

こういった背景から、本町においても、介護負担の軽減や介護が円滑に行えるように家庭 介護支援事業を行っているところではありますが、介護をされている方々の負担の大きさを 考えたとき、より一層の支援が必要と考えます。特に、私は介護用品の支給について、介護が円滑に行うこともできますし、介護されている方の軽減にもつながることからもっと手厚くすべきサービスの一つではないかと思います。

本町では行われている「介護用品支援事業」の内容は、要介護 4 から 5 の在宅高齢者で非課税の世帯の在宅の高齢者等を介護している家庭に対して、月額 5 千円を限度に支給券を支給されているのであります。

他の先進事例を見ますと、例えば秋田県能代市では、非課税世帯対象に要介護 1 から要介護 5 まで支給されております。各要介護によって値段は違いますけど、幅広く支給を行っています。

また、京都市の福知山市においては、非課税、課税、値段は多少ズレがありますが、介護 度2から介護度5まで支給を行っており、より多くの介護されている方々に対して支援を行っております。

私は、介護されている家族の方々の負担を考えたとき、介護者へのより一層の支援サービスが必要であると考えており、能代市や福知山市の例のように本町においても幅広く、介護をしている方々に支援すべきであると思います。

また、自宅で介護をされている方はいろいろと悩みを持っています。公益社団法人「認知症の人と家族の会」という法人があります。

これは、アンケート内容が認知症の介護家族が求める介護支援のあり方という報告書をま とめまして、国の方へ提出したのですが、その中には介護している人の悩み、またどういう 支援をしてほしいのかが書かれております。

悩みはいろいろあるのですが、特に私が注目したのは、"地域や家族との関係から生じる辛さ"といったものが割合を占めておりまして、私はこの地域が、この家族介護をされている人を見ているかということが、私は重要であると思いまして、今回の一般質問では地域が介護者をどう支援するのか、そういう"しくみ作り"についても必要であると考えまして、町長にお伺いしたいと思います。

そこで、町長に2点ほどお伺いします。

1 点目が、高齢者を在宅で介護する家族に対しての、行政支援、地域支援について町長の考えをお聞かせ下さい。

2 点目、介護用品支給事業については、先ほどいろいろ例を言いましたが、幅広い介護をしている方に支援すべきと私は考えますが、町長の考えをお聞かせください。

番外(町長 松 田 和 久)

ただ今の、安部大助議員の質問にお答えをいたします。

高齢者の方々が、住み慣れたご自分のご自宅で、あるいは自分の地域で安心して生活し続けてまいりますためには、高齢者を在宅で介護する家族の方々のご尽力はもちろんのこと、地域においての支え合いでありますとか、見守りということが、非常に大事になってまいるかと思います。

高齢者を在宅介護する家族の方々への支援につきましては、家族の方が在宅介護を続けて 行かれますように介護者のリフレッシュ、あるいは経済的負担の軽減などの支援が私も必要 であると考えております。

また、"地域の持てる力"によりまして、移動困難な高齢者の皆様方の円滑な外出手段の確保でありますとか、あるいは地域住民の方々の相互によります安否確認等、地域での支援体制の構築を目指した取り組みが求められているかと思います。

次に、介護用品支給事業の充実についてでございますが、現在、行なっております介護用品購入費用の助成につきましては、隠岐広域連合が行っております「地域支援事業」で実施しているところでございます。

この支援の充実につきましては、介護用品の利用実態でございますとか、あるいは在宅介護をなさる家族数などを更に調査をして、その結果をもとに隠岐広域連合と協議してまいるべきかと思っております。そういうことでございますのでご理解を賜りたいと思います

1番(安部大助)

町長の答弁頂きましたが、2つほど再質問させて頂きます。

まず、一つ目に通告では介護をしている家族に対しての地域支援ということを質問いたしまして、先ほどの町長の答弁の中で地域の持てる力、地域での支援体制の中で高齢者の円滑な外出手段確保、安否確認、こういったことは要介護者の支援が主だと思いますが、介護している人への行政支援、あるいは地域支援について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

二つ目に、町長の答弁の中で在宅する家族の数とか、介護用品の実績の数を今後調査するということを言われましたが、本町が出されている「介護者調書」の中に、大体の数がもう調べられている状態ですので、私は今後調査するのではなく、詳細等はあると思うのですが、まとめたものを広域連合と協議をするなり本庁内の課で協議するなどすべきかと考えるのですが、庁舎内の課の検討で、例えば24年度当初予算では介護用品支給事業、これは予算です

ので 20 名としまして 120 万円計上されております。同じ地域支援事業を見ますと、例えばこの事業が良い悪いは別としまして、私は良いと思うのですが、予算の作り方が通所型介護予防でスタジオレッスン、らくらく水中運動事業があります。これが 480 名で 218 万円計上されておりますが、実際 23 年度は 2 名で延べ 35 名なのです。

例えば、去年35名実績があったものを次の予算で480名というのは差がありすぎると思います。そういったものを、同じ地域支援事業の中で例えば、それを介護用品支給事業の方へ使うとか、幅広く庁舎内で検討すべきものであると私は思うのですが、そういった面で町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

番外(町長 松 田 和 久)

安部議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1点目が、介護をなさっているご家族に対する行政支援でありますとか、あるいは 地域支援は具体的にいかにあるべきかということと、もう一つは介護用品等を必要とする家 族調査については数字はもう判明している。調査でなくそういった方々にどういう支援をし て行くべきかを検討されてはどうかと、簡単に言うとそういうことかと思います。

旧西郷町時代には、介護をなさる方が本当に大変だということで、そういったリフレッシュを、ある時は少し身体を休めて頂く、場合によっては気分転換に松江まで行って頂くとか、あるいは、あん摩さんに頼んで身体を解してもらうとか、そういったことが必要ではないかということで、私が旧町の助役時代にそういった制度がありまして、それも一度料金を上げたりというようなリフレッシュ手当を出していた経緯がございますが、合併をいたしまして、まだ他にもやることがあるということで、それが整理統合されて今はないというように伺っております。

そういったことで、私は今、隠岐の島町のようなところでも独居老人の方などは死亡事故があっても3日も4日もしてから分かるということが、あまりにも多くなってきたと思っております。

例えば、私の住んでおります岬町もそういった事案が発生いたしまして、去年、一昨年のことになりますが、私がたまたま 65 歳になったものですから 65 歳以上の方々で「老人会」を作りまして、それはなぜかと言うと、地域の見守りをして行こうと、それから高齢者だけで介護をなさっている家庭は、何処かに行くにも誰がその方を看るかというような問題もありますし、行く手段もないということもあります。そういったご家族に対しては少し近くで懇意になさっている方が、あそこは私が担当しようということで半日なら半日は誰かが、2

人なら2人行って看てあげようではないかとか、そして車については自分が運転できるから 街へ連れて行ってあげればいい、そういうことを極め細かにやって行こうと。

全て、行政、行政といっても、中々手が回らないことがあります。地域あげてそういった 取り組みをして行くことが必要ではないかということもありまして、そういった「老人会」 を組織した経緯もあります。

これは、もう町部であっても、地区、集落であっても高齢社会になって来て、そういうご 家族が増えて来ていると思うのです。

"自分の地域は自分たちで守っていく"とそういったことがこれからは必要であります。 そういったことに対しまして、行政としてもその地域に対して支援をして行くというような ことも私は必要ではないかと、このように考えたりもいたしております。

介護用品を必要とするご家族が非常に増えて来ておりますが、その実態調査についてはもう既になされているということでございますので、そういった調査の概要を少し参考にしながら、ご家族に対してどういった支援が必要なのか、これは島前・島後一緒に協議して行く必要がありますし、また町単独でも実態としてある以上は、どうあるべきかということを考えて行くことが、今後は大切ではないかと考えております。

今日は、所管課長も十分聞いておりますので、その辺りは今後の課題ということで取り組みをして頂きますようにお願いをして行きたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議長(池田信博)

以上で、安部大助議員の一般質問を終ります。

以上で、「一般質問」を終ります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

10月1日は、定刻より「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

(散会宣告 15時06分)

以下余白